市議会文教厚生委員会資料
令和３年１月１３日　保健福祉部 介護長寿課

かすみがうら　いきいき長寿プラン

（高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画）

案

令和３年３月

かすみがうら市

目　次

第1章　計画の策定にあたって …… **1**
１　計画策定の背景と目的 …… 1
２　計画の位置づけ …… 3
３　計画の期間 …… 4
４　計画の策定体制 …… 5
５　国の基本指針 …… 6
第2章　高齢者を取り巻く現状と将来推計 …… **7**
１　人口・世帯等の状況 …… 7
２　介護保険事業の状況 …… 12
３　アンケート調査の概要 …… 16
第3章　計画の基本的な考え方 …… **30**
１　計画の基本理念 …… 30
２　計画の基本目標 …… 31
３　施策の体系 …… 32
４　日常生活圏域の設定 …… 33
第4章　高齢者福祉計画 …… **35**
基本目標１　社会参加の促進と安心・安全なまちづくり …… 35
基本目標２　介護予防・支え合いのまちづくり …… 41
基本目標３　地域包括ケアシステムの推進 …… 46
基本目標４　権利擁護事業の推進 …… 59
第5章　介護保険事業計画 …… **62**
基本目標５　高齢者の自立を支援するまちづくり …… 62
資料編 …… **90**
１　かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会設置要項 …… 90
２　かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿 …… 92

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成 12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成 26（2014）年６月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成 29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、令和３（2021）年度より施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされています。

かすみがうら市においては、平成 30（2018）年３月に策定した高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画に基づき、保健福祉サービスの充実や介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、当該計画が令和２年度で満了を迎えることから、令和３（2021）年度を初年度とする「かすみがうら　いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画）」を策定します。

本計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和７（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22（2040）年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

【これまでの介護保険事業計画】

第７期介護保険事業計画では、第６期計画を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を進めるとともに、介護保険制度の持続性の確保に取り組んでいます。

第７期介護保険事業計画までの国による制度改定の経過

第１期（平成 12～14 年度）	介護保険制度の創設・老人保健福祉計画と一体策定
第２期（平成 15～17 年度）	新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの創設
第３期（平成 18～20 年度）	高齢者医療確保法施行
第４期（平成 21～23 年度）	
第５期（平成 24～26 年度）	「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和７年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行
第６期（平成 27～29 年度）	
第７期（平成 30～令和２年度）	地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続性の確保への取組

【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現　概念図

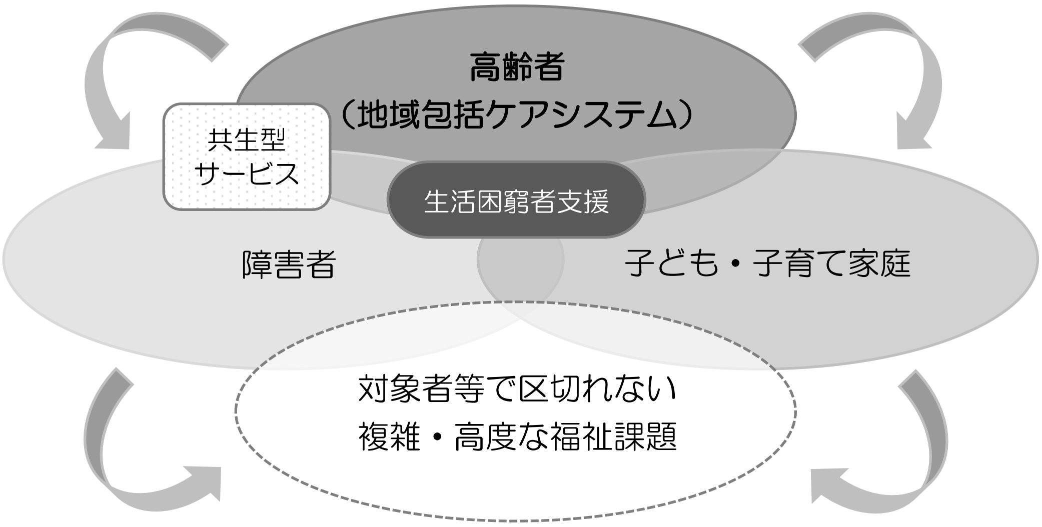

2　計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。さらに、本計画に成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」を組み入れます。

○「老人福祉法」から抜粋

（市町村老人福祉計画）
第二十条の八　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「介護保険法」から抜粋

（市町村介護保険事業計画）
第百十七条　市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

○「成年後見制度利用促進法」から抜粋

（市町村の講ずる措置）
第十四条　市町村は成年後見制度利用促進計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立に係る支援その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（２）他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、２つの計画を一体化した計画として、「かすみがうら　いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画）」を策定します。市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係

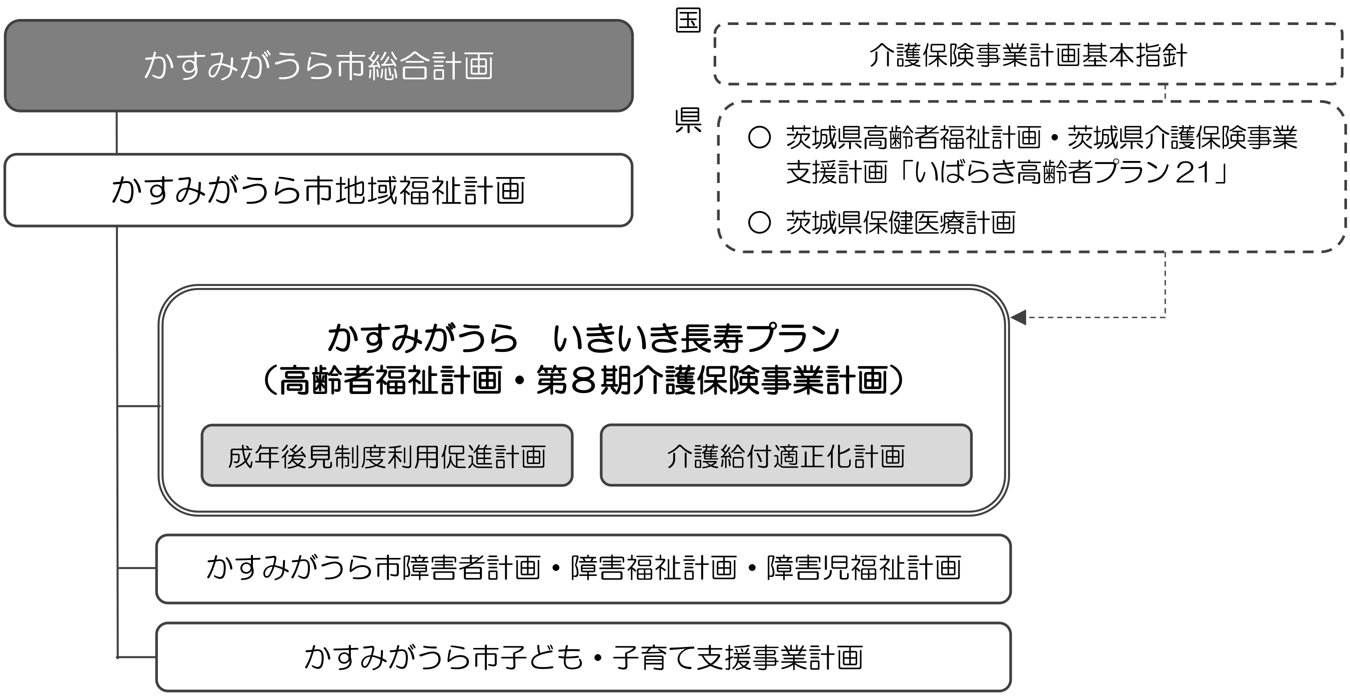

3　計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、３年を１期とする計画の策定が義務づけられています。第８期の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間です。

（年度）

平成 27～平成 29	平成 30～令和２	令和３～令和５	令和６～令和８	令和９～令和 11
第６期計画	第７期計画	**第８期計画**	第９期計画	第 10 期計画
団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年を見据えた計画の推進		令和７年に加えて、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年を見据えた計画の推進		

4　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を審議いただき、介護長寿課を中心に庁内関係各課との連携を図り、策定委員会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の検討・調整をしてまいりました。

また、介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③施設入所者実態調査、④有料老人ホーム等実態調査を実施しました。

策定過程においては、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を反映するように努めました。

5　国の基本指針

第８期においては、第７期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和７（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代がさらに急減する令和 22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。

第８期計画において記載を充実する事項

1　2025･2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ○2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2　地域共生社会の実現
- ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3　介護予防･健康づくり施策の充実･推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ○一般介護予防事業の推進に関して「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- ○ＰＤＣＡサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4　有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県･市町村間の情報連携の強化
- ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5　認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、５つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ○介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7　災害や感染症対策に係る体制整備
- ○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出典：社会保障審議会（介護保険部会　令和２年７月 27 日第 91 回）資料より

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

１　人口・世帯等の状況

（１）総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和２年には 41,309 人となっています。

年少人口と生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は増加傾向にあり、本計画の最終年度である令和５年まで増加が続く見込みとなっています。

年齢３区分別人口の推移

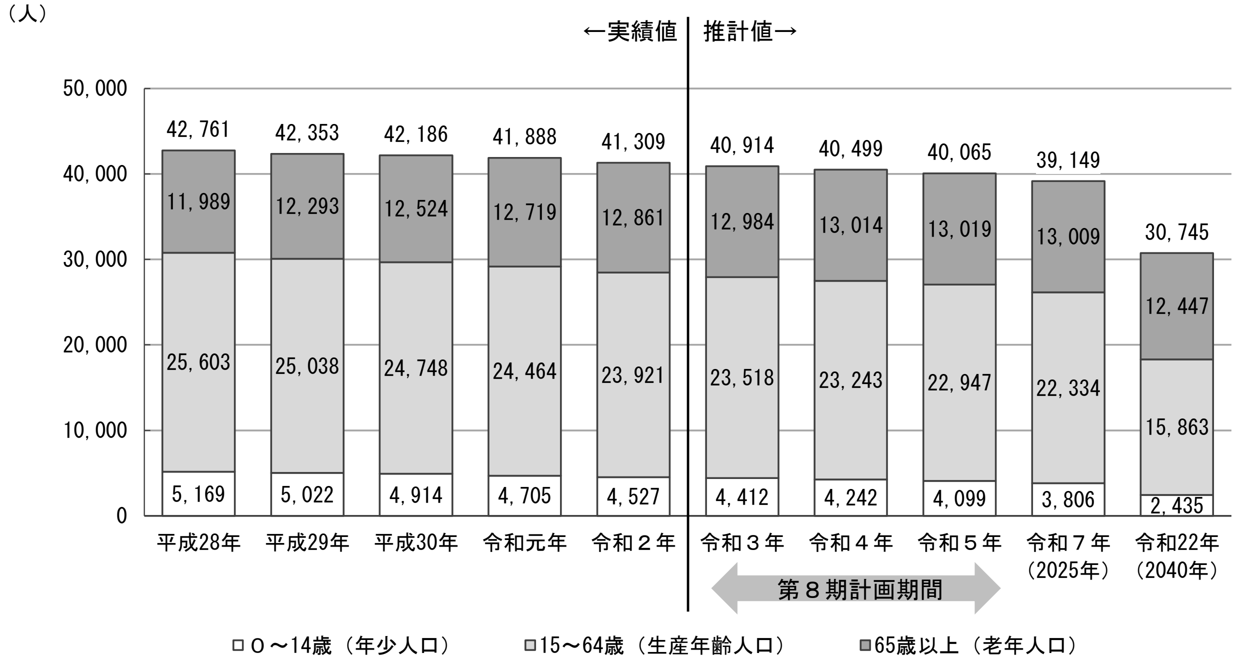

年齢３区分別人口の対前年比の推移

単位：％

	実績値					推計値				
	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R７※	R22※
０～14 歳	-	97.2	97.8	95.7	96.2	97.5	96.1	96.6	92.9	64.0
15～64 歳	-	97.8	98.8	98.9	97.8	98.3	98.8	98.7	97.3	71.0
65 歳以上	-	102.5	101.9	101.6	101.1	101.0	100.2	100.0	99.9	95.7
計	-	99.0	99.6	99.3	98.6	99.0	99.0	98.9	97.7	78.5

資料：実績値は住民基本台帳（各年９月末現在）、推計値はコーホート変化率法による

※令和７年は対令和５年比、令和 22 年は対令和７年比となっています。

平成 28 年と令和２年の人口ピラミッドを比較すると、平成 28 年は、男女ともに 65～69 歳が最も多くなっていますが、令和２年は、男性では 45～49 歳、女性では 70～74 歳がそれぞれ最も多くなっています。

また、高齢者人口（65 歳以上）についてみると、男女ともに 70 歳以上の年齢層において増加がみられます。

人口ピラミッドの推移

平成 28 年

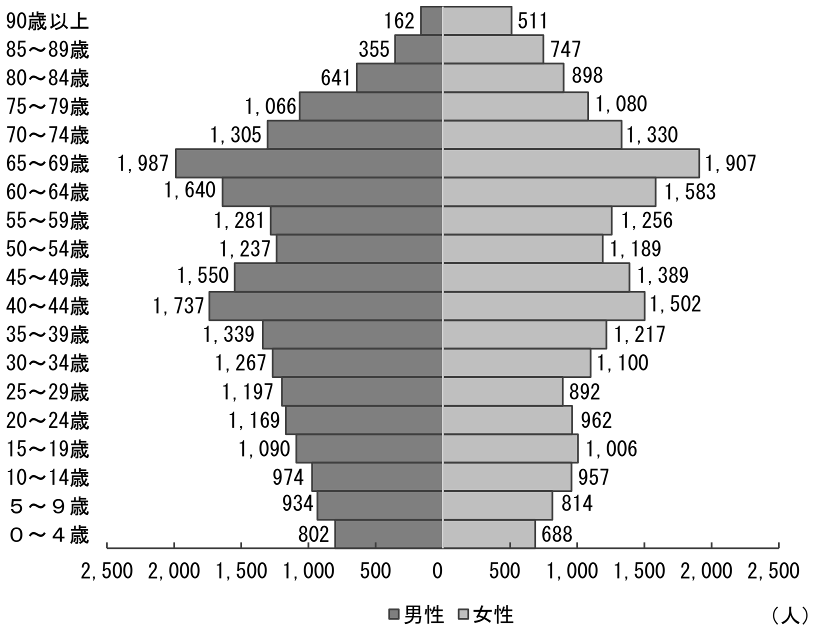

令和２年

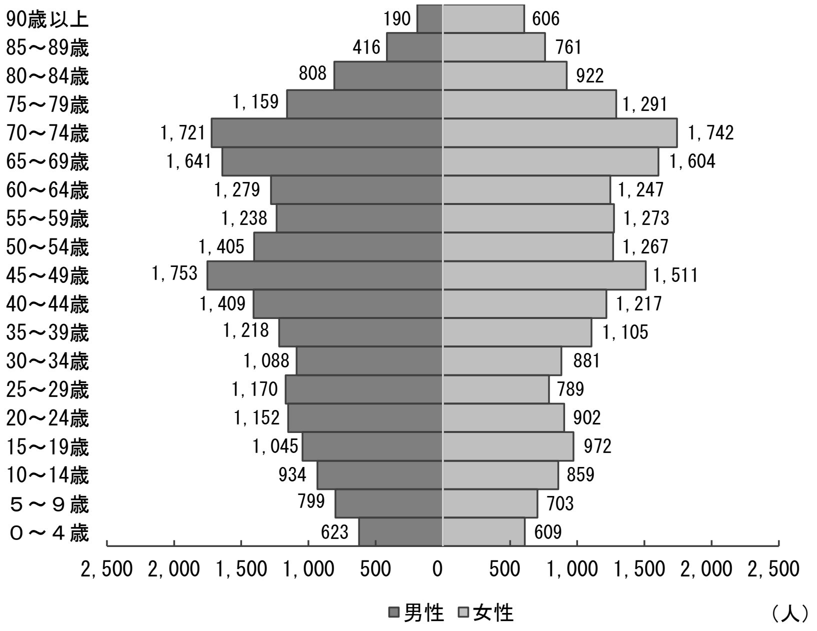

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（２）高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は、平成 28 年の 11,989 人から、令和２年には 12,861 人となり、872 人増加しています。また、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあり、高齢化率も上昇が続いています。

令和３年以降の推計値をみると、令和４年には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回り、令和 22 年には高齢化率は 40％を超える見込みです。

また、本市の高齢化率は、茨城県及び全国より高くなっています。

高齢者人口と高齢化率の推移

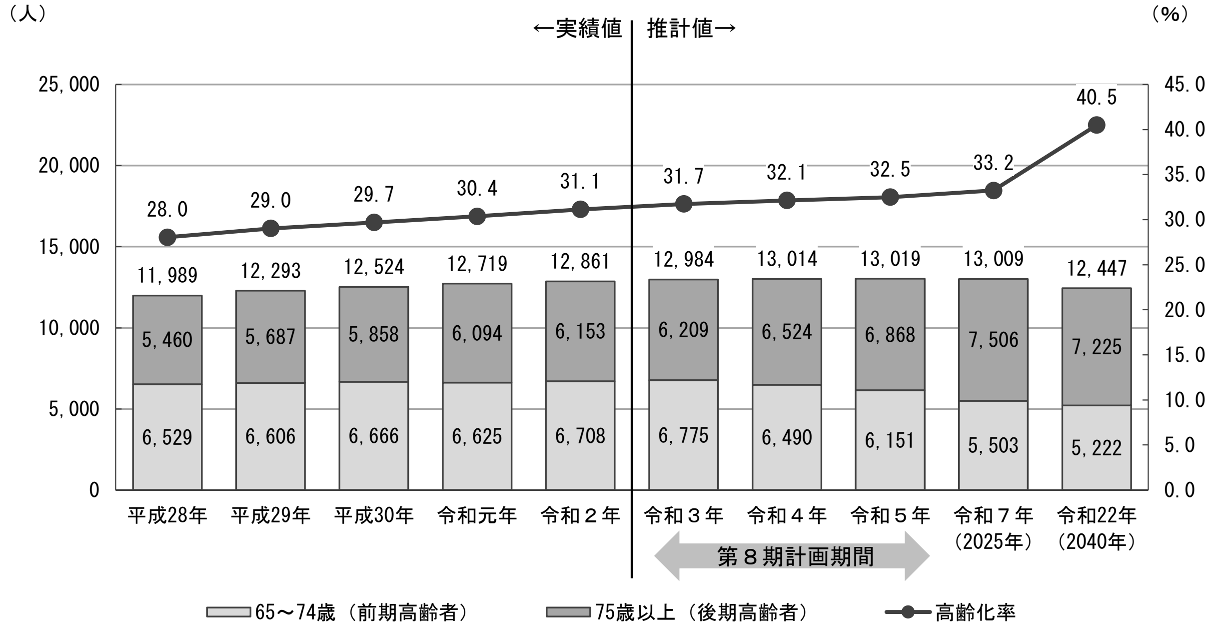

資料：実績値は住民基本台帳（各年９月末現在）、推計値はコーホート変化率法による

高齢化率の推移と比較

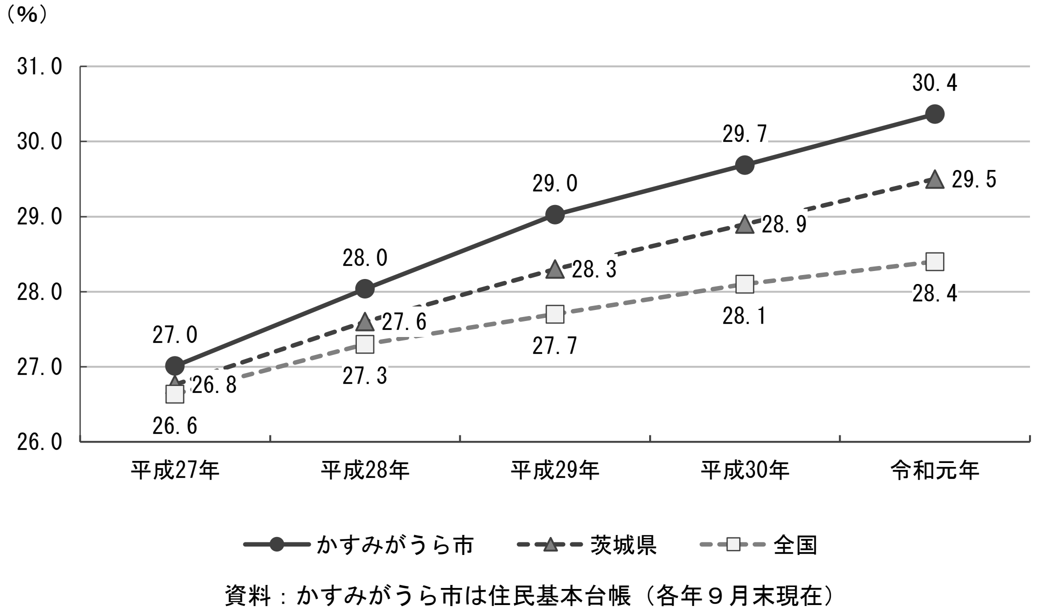

資料：かすみがうら市は住民基本台帳（各年９月末現在）

茨城県及び全国は、平成 27（2015）年は国勢調査、平成 28（2016）年以降は総務省統計局ホームページ（各年 10 月１日現在）

※「高齢化率」は年齢不詳を除いて算出しています。

（３）高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯数は 7,164 世帯（平成 27 年 10 月現在）で、一般世帯に占める割合は 47.4%となっています。

世帯構成については、核家族世帯、単独世帯ともに増加がみられます。

高齢者夫婦のみの世帯については、平成 22 年の 1,321 世帯から、平成 27 年には 1,751 世帯となり、核家族世帯に占める割合は 4.5 ポイント増加しています。

高齢者ひとり暮らしの世帯については、平成 22 年の 839 世帯から、平成 27 年には 1,196 世帯となり、単独世帯に占める割合は 5.2 ポイント増加しています。

高齢者のいる世帯の増加及び小規模化が進行している様子がうかがえます。

高齢者のいる世帯数と一般世帯に占める割合の推移

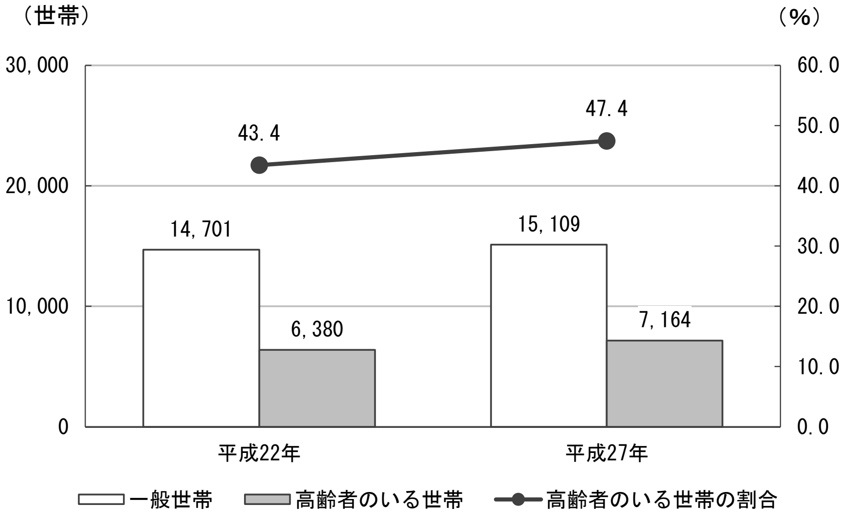

資料：国勢調査

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯総数	14,701	15,109
核家族世帯	8,377	8,614
構成比	57.0	57.0
高齢者夫婦のみ	1,321	1,751
構成比（一般世帯）	9.0	11.6
構成比（核家族世帯）	15.8	20.3
単独世帯	3,162	3,767
構成比	21.5	24.9
高齢者ひとり暮らし	839	1,196
構成比（一般世帯）	5.7	7.9
構成比（単独世帯）	26.5	31.7

資料：国勢調査

※一般世帯とは、ア　住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む）、イ　アの世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、ウ　会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者を指します。

※一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含みます。

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合について、茨城県及び全国の値と比較すると、本市の割合はやや高くなっています。

また、高齢者のいる世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」の割合が低く、「その他世帯」の割合が高くなっており、若い世代と同居している割合が高いことがうかがえます。

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合の比較（平成 27 年）

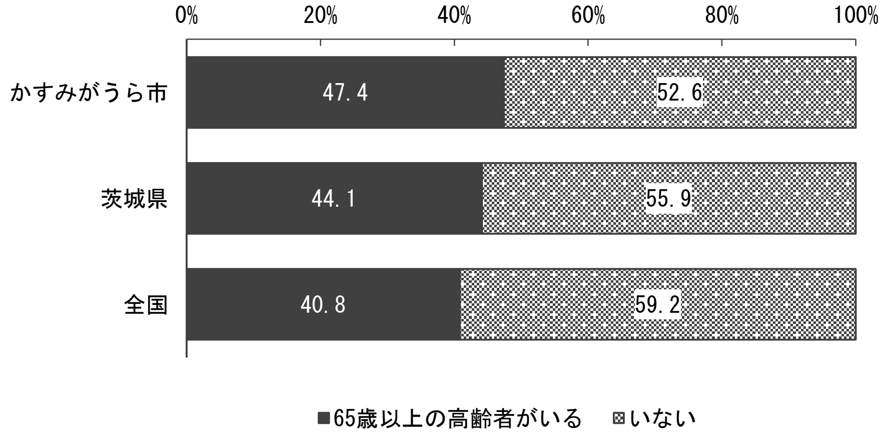

資料：国勢調査

高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合の比較（平成 27 年）

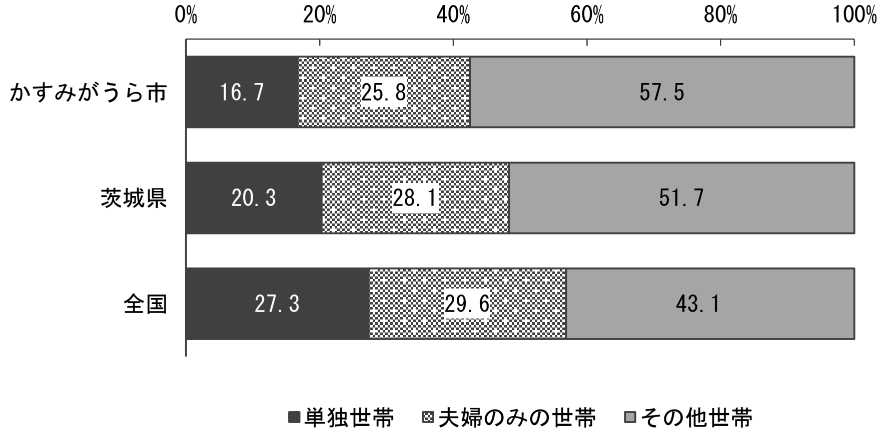

資料：国勢調査

（４）住居の状況

本市の住居の状況は、茨城県及び全国と比較して持ち家率が高くなっています。

住居の状況（平成 27 年）

単位：戸、％

	一般世帯総数	持ち家	公営の借家	民営の借家	給与住宅	間借り
かすみがうら市	15,109	74.5	0.6	20.1	1.9	0.7
茨城県	1,122,443	69.6	3.1	22.5	2.4	0.7
全国	53,331,797	51.3	5.4	28.3	2.4	0.9

資料：国勢調査

※公営の借家は、「都市再生機構・公社の借家」を含みます。

2　介護保険事業の状況

（１）第１号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

本市の第１号被保険者数は増加傾向にあり、令和２年３月末時点では 12,529 人となっています。また、要支援・要介護認定者数（第１号被保険者のみ）も増加傾向にあり、1,891 人となっています。

要介護認定率は、平成 30 年まではおおむね横ばいの状態で推移していましたが、平成 31 年より増加に転じ、令和２年３月末には 15.1％となっています。なお、本市の要介護認定率は、茨城県及び全国の値を下回っています。

第１号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

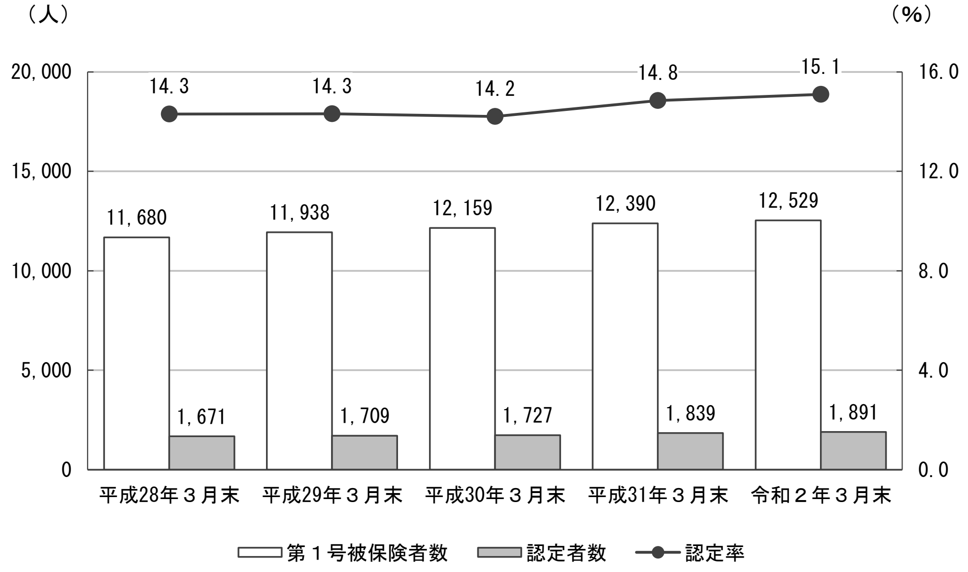

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年７月 20 日取得）

要介護認定率の推移

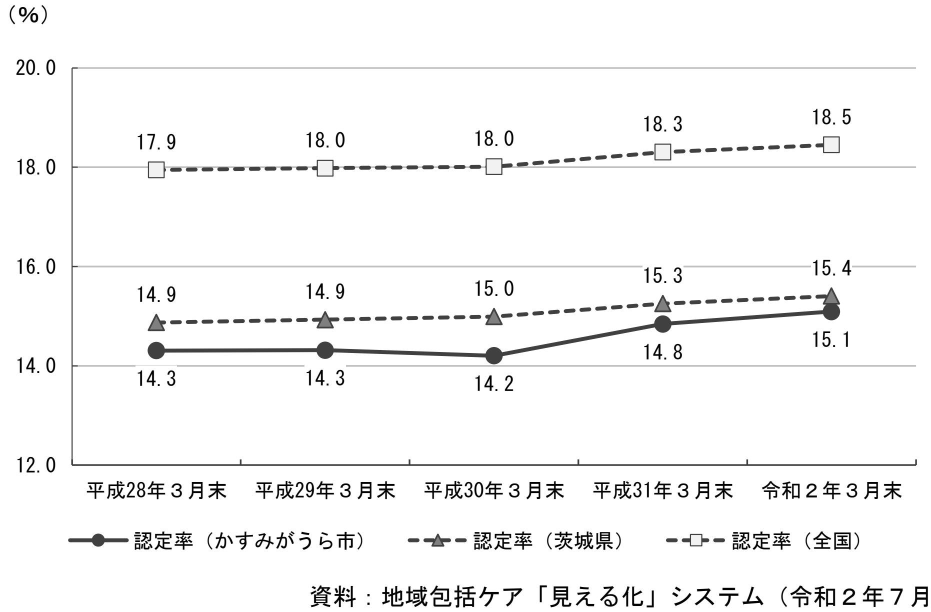

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年７月 20 日取得）

※要介護認定率は、第１号被保険者の要支援・要介護者数を第１号被保険者数で除して算出しています。

（２）要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数（第２号被保険者を含む）は増加傾向にあり、令和２年度は1,967 人、本計画の最終年度である令和５年度は 2,142 人となる見込みです。

要介護３～５を重度者とすると、平成 30 年度の重度者数は 730 人で、全体に占める割合は39.3%でしたが、令和２年度には 740 人で増加しているものの、割合は 37.6%と減少しています。

要支援・要介護認定者数の推移

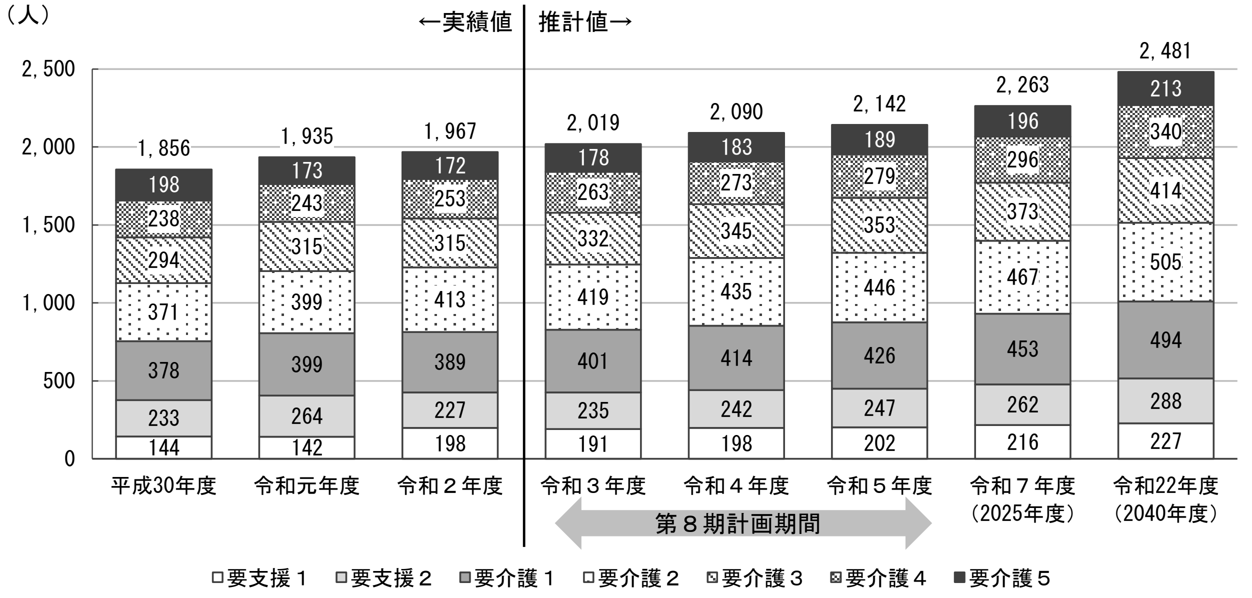

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年 11 月 26 日取得）

要介護度別構成比の推移

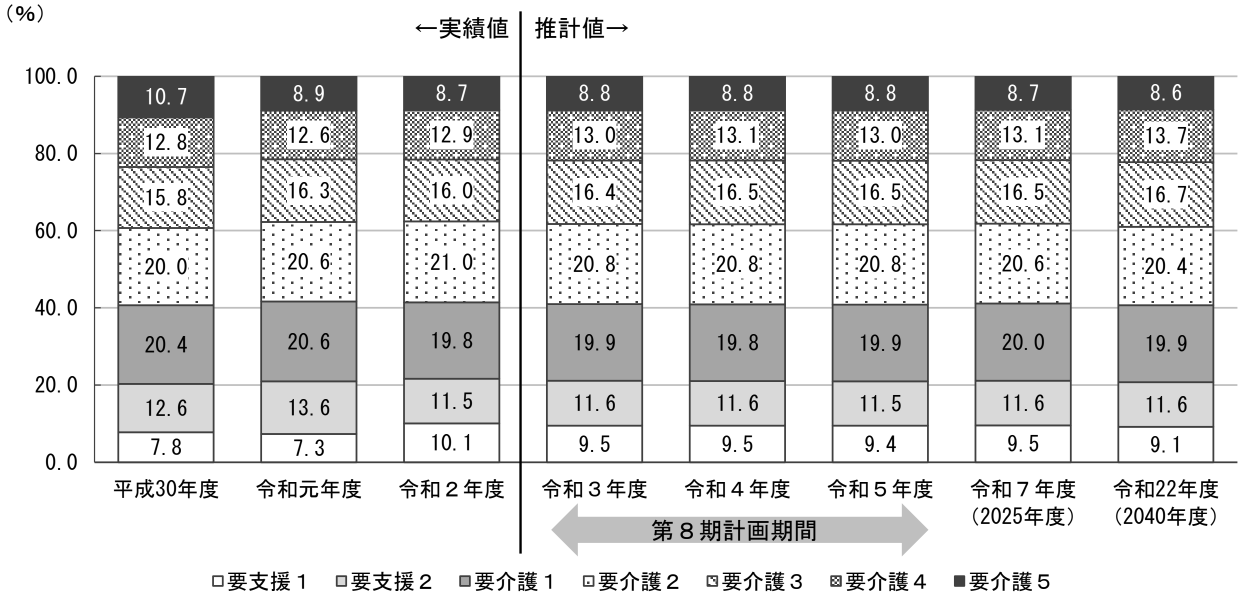

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年 11 月 26 日取得）

※要支援・要介護認定者数は、第２号被保険者を含みます。

（３）介護サービス受給者の状況

本市の介護サービス受給者数（各年３月時点）をみると、平成 30 年以降増加傾向にあり、令和２年３月には 1,484 人となっています。

また、介護サービス別にみると、受給者はいずれも増減を繰り返しながら推移していますが、各サービスの割合については、在宅サービスが約６割、居住系サービスが約１割、施設サービスが約３割でおおむね横ばいの状態で推移しています。

介護サービス受給者数の推移

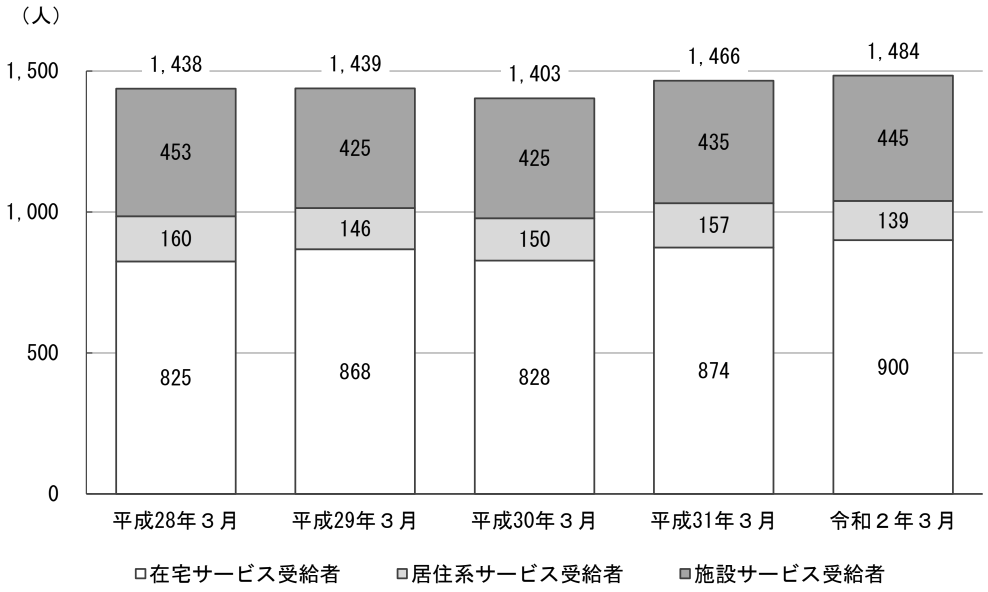

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年９月 25 日取得）

（４）介護サービス延べ利用者の状況

各サービス別の延べ利用者の推移をみると、介護予防サービス、居宅サービス、施設サービス、居宅介護支援において増加傾向がみられます。また、令和３年度以降の推計については、いずれのサービスも増加傾向で推移する見込みとなっています。

各サービス区分別利用延べ人数の実績と推計

単位：人／月

		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度	令和 22 年度
介護予防サービス	(1) 介護予防サービス	182	186	190	191	197	200	214	230
	(2) 地域密着型 介護予防サービス	8	4	6	6	6	6	7	8
	(3) 介護予防支援	140	145	142	141	145	149	158	172
	合計	330	335	338	338	348	355	379	410
介護サービス	(1) 居宅サービス	1,244	1,319	1,339	1,429	1,507	1,571	1,579	1,733
	(2) 地域密着型サービス	294	284	255	283	304	314	323	354
	(3) 施設サービス	408	435	465	464	464	484	551	608
	(4) 居宅介護支援	686	733	747	797	840	872	885	974
	合計	2,631	2,772	2,806	2,973	3,115	3,241	3,338	3,669

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年 11 月 26 日取得）

（５）介護費用額の状況

本市の介護費用（月額）はおおむね増加傾向にあり、平成 27 年度の 244,209 千円から、令和元年度には 263,044 千円となっています。

介護サービス別にみると、施設サービスが５割弱、在宅サービスが４割弱を占めています。

第１号被保険者１人１月あたり費用額については平成 29 年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、平成 30 年度以降は、20,000 円台で推移しています。

また、本市の第１号被保険者１人１月あたり費用額は、茨城県及び全国の平均額を下回っています。

介護費用（月額）の推移

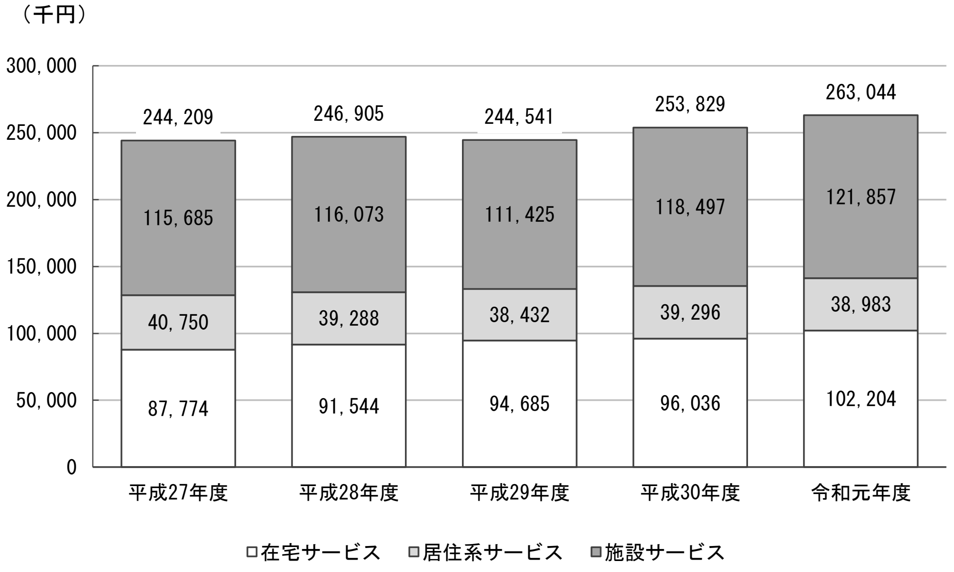

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年９月 14 日取得）

※介護費用（月額）は、年度実績を 12 で除して算出しています。令和元年度は令和２年２月サービス提供分までとなっています。

第１号被保険者１人１月あたり費用額の推移の比較

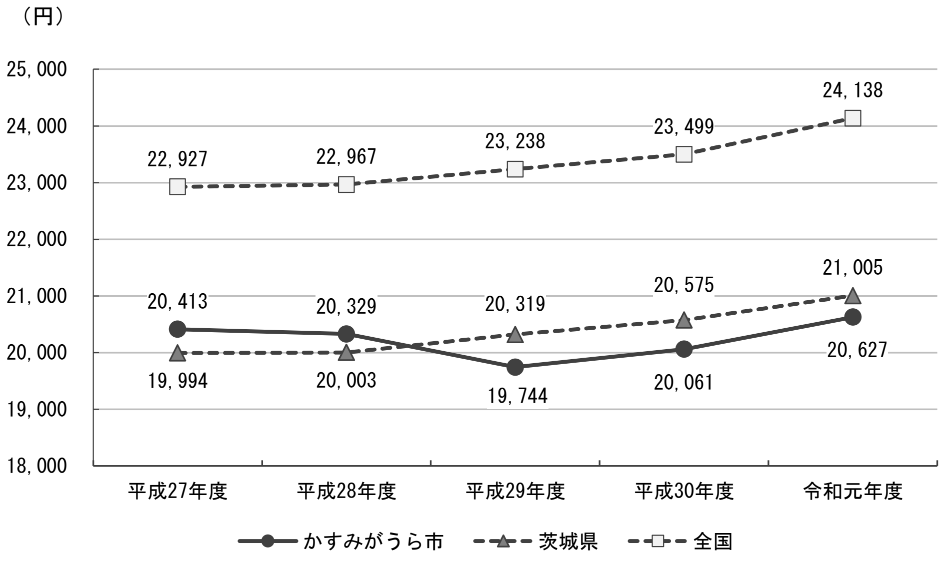

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和２年７月 20 日取得）

※令和元年度は令和２年２月サービス提供分までとなっています。

３　アンケート調査の概要

（１）調査の目的

本計画を策定するにあたり、高齢者の生活状況や健康状態等をうかがい、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、策定の基礎資料とするために、以下の調査を実施しました。

（２）実施概要

●調査対象

調査名	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内に在住する要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者
在宅介護実態調査	市内に在住する在宅の要介護認定者
施設入所者実態調査	市内に所在する特別養護老人ホームの入所者
有料老人ホーム等実態調査	市内に所在する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の管理者等

●調査期間

調査名	期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和２年２月 11 日～令和２年２月 24 日
在宅介護実態調査	平成 30 年 10 月１日～令和２年２月 24 日
施設入所者実態調査	令和２年 10 月９日～令和２年 11 月 10 日
有料老人ホーム等実態調査	令和２年 11 月６日～令和２年 12 月７日

●調査方法

調査名	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送による配布・回収
在宅介護実態調査	郵送による配布・回収、認定調査員による聞き取り調査
施設入所者実態調査	郵送による配布・回収
有料老人ホーム等実態調査	訪問による配布・回収

●調査方法

調査名	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	700 件	443 件	63.3%
在宅介護実態調査	795 件	592 件	74.5%
施設入所者実態調査	212 件	137 件	64.6%
有料老人ホーム等実態調査	9 件	9 件	100%

（３）調査結果のみかた

・図表中の「ｎ」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率％は「ｎ」を 100％として算出しています。

・百分率％は、すべて小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が 100％にならない場合があります。

・複数回答の設問では、すべての比率の合計が 100％を超えることがあります。

・選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

（４）調査結果の概要

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

１．家族構成について（単数回答）

家族構成については、「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 35.7%と最も高く、次いで「息子・娘との２世帯」が 26.6%、「１人暮らし」が 11.3%、「夫婦２人暮らし（配偶者 64 歳以下）」が 3.6%となっています。

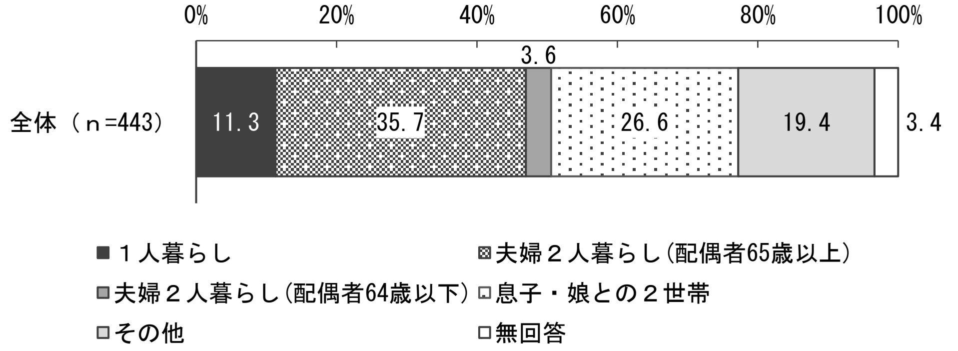

２．１週間あたりの外出回数（単数回答）

１週間あたりの外出回数については、「週２～４回」が 40.0%と最も高く、次いで「週５回以上」が 39.5%、「週１回」が 12.6%、「ほとんど外出しない」が 5.6%となっています。「ほとんど外出しない」と「週１回」を合わせた『週１回以下』の割合は、18.2%となっています。

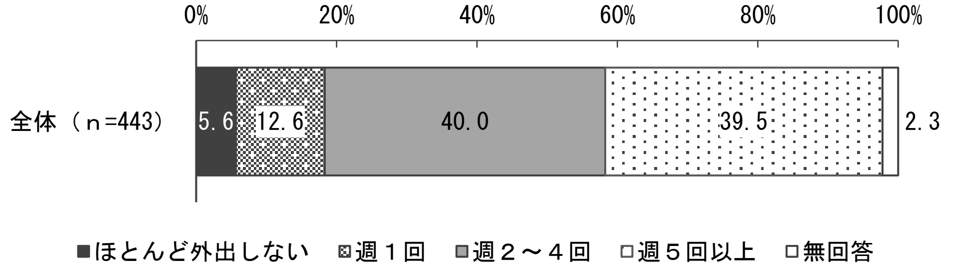

３．物忘れについて（単数回答）

物忘れが多いと感じますかという問いに、「はい」と回答した方の割合は 39.5%、「いいえ」と回答した方の割合は 58.0%となっています。

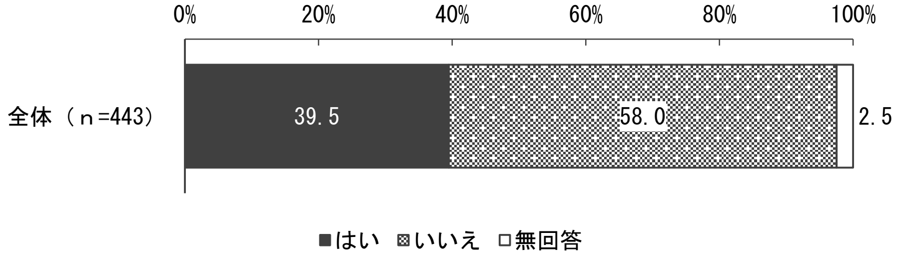

４．生きがいの有無について（単数回答）

生きがいの有無については、「生きがいあり」が 54.4%、「思いつかない」が 30.9%となっています。

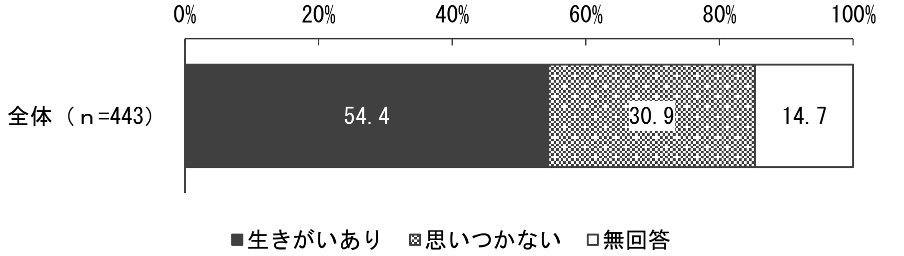

５．地域での活動について（単数回答）

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への「参加者」としての参加意向については、「参加してもよい」が 45.4%と最も高く、次いで「参加したくない」が 32.7%、「是非参加したい」が 6.5%、「既に参加している」が 5.0%となっています。

一方、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加したくない」が 49.7%と最も高く、次いで「参加してもよい」が 31.2%、「既に参加している」が 3.2%、「是非参加したい」が 1.4%となっています。

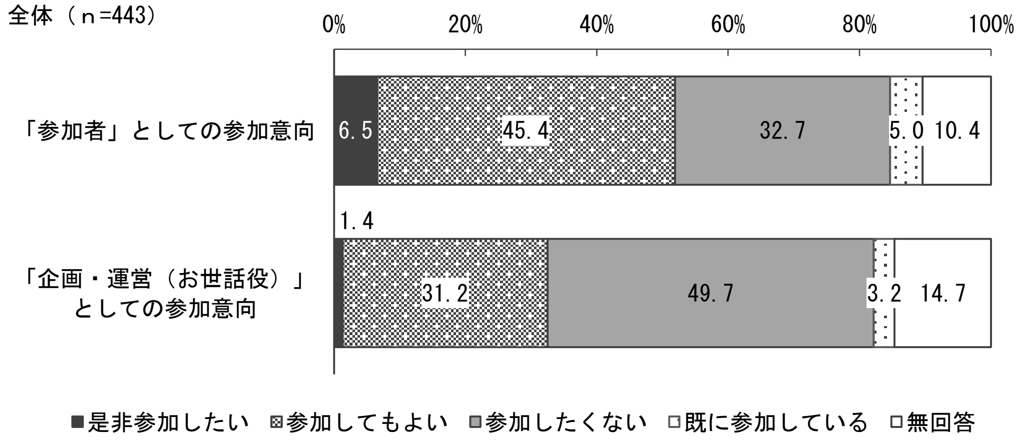

６．認知症の症状について（単数回答）

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますかという問いに、「はい」と回答した方の割合は 9.3％、「いいえ」と回答した方の割合は 84.7％となっています。

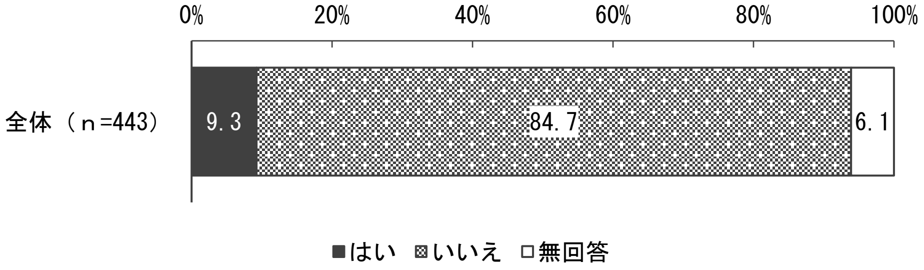

７．認知症に関する相談窓口の認知（単数回答）

認知症に関する相談窓口を知っていますかという問いに、「はい」と回答した方の割合は 19.6％、「いいえ」と回答した方の割合は 72.5％となっています。

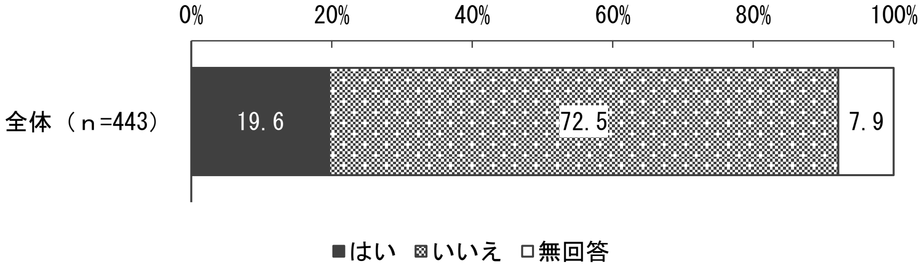

８．認知症について関心があること（単数回答）

認知症について関心があることとしては、「予防に効果的な方法」が 34.1％と最も高く、次いで「兆候を早期に発見する方法」が 23.9％となっています。

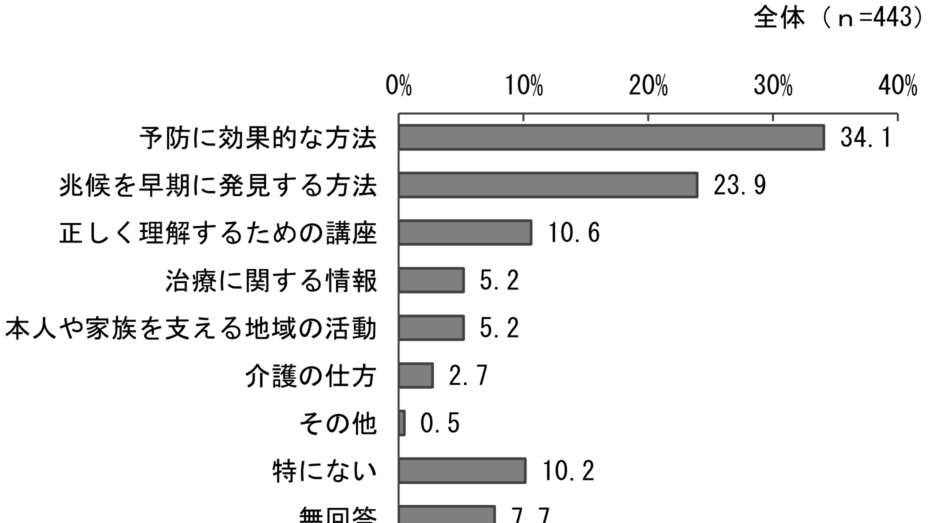

９．介護予防の取組状況について（単数回答）

介護予防の取組状況については、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が23.3％と最も高く、次いで「取り組んでいる」が22.1％、「きっかけがあれば取り組みたい」が20.3％となっています。

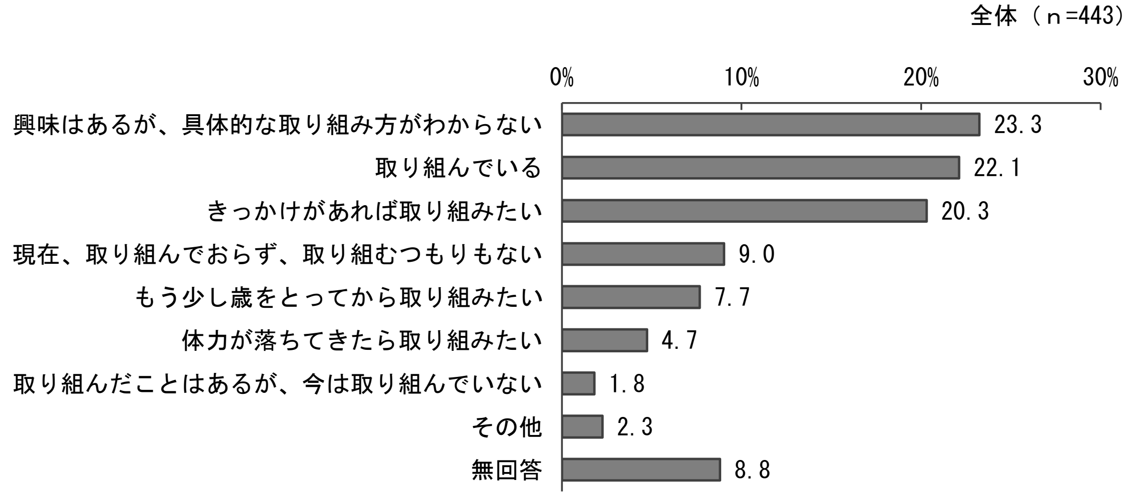

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみえる課題

◆世帯の状況に合わせた支援

家族構成についてみると、「１人暮らし」と「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の割合の合計は 47.0%と半数近い割合となっています。圏域別にみると、下稲吉中学校区が 58.1%と最も高く、次いで霞ヶ浦中学校区が 40.4%、千代田中学校区が 37.8%となっています。

今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や、夫婦ともに高齢者の世帯はますます増えていくことが予測されます。１人暮らしの高齢者や、日中独居状態となる高齢者の身体状態の重度化も想定されることから、そうした方や世帯の状況の把握に努めるとともに、地域での見守り体制を充実していくことが重要であると考えられます。

◆閉じこもりによるリスクと対策

１週間あたりの外出回数についてみると、「ほとんど外出しない」と「週１回」を合わせた『週１回以下』の割合は、18.2%となっています。このことは、圏域別にみても大きな差はありませんでした。このことから、閉じこもり傾向のある高齢者が少なからず存在していることがうかがえます。

コロナ禍の影響により、閉じこもり傾向はますます進んでいくものと考えられますが、外出を控えることは体力や認知機能の低下などを引き起こす可能性があります。今後は、閉じこもりによるリスクを啓発するとともに、フレイルの予防も含めて、心身の健康の維持と意識づけを促進する必要があります。

◆地域住民による地域活動の活性化

生きがいの有無についてみると、３割の方が「（生きがいが）思いつかない」と回答していることがわかります。地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 51.9%と半数を超えています。一方、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 32.6%となっています。このことは、圏域別にみても大きな差はありませんでした。このような結果から、本市には住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定割合存在していることがわかります。

今後は、いかにこうした方々と地域活動を活性化していき、地域のつながりを強くしていくかが重要であり、また、そうした取組は、高齢者の生きがいの創出につながると考えられます。

◆認知症の予防や介護予防・重度化防止に向けた取組

物忘れが多いと感じると回答した方の割合は 39.5%となっています。このことから、認知機能に低下のみられる、認知症リスク高齢者が少なからず存在していると考えられます。

認知症状がある又は家族に認知症の症状がある方の割合は 9.3%で１割未満となっていますが、認知症に関する相談窓口を知っている方の割合は約２割となっています。認知症について関心があることとしては、「予防に効果的な方法」と「兆候を早期に発見する方法」が比較的高い割合を示しています。

また、介護予防の取組状況については、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」、「取り組んでいる」、「きっかけがあれば取り組みたい」と前向きな回答が多くなっています。

このことから、認知症に関する相談窓口について引き続き周知を行うとともに、認知症の予防や介護予防・重度化の防止に向けた取組の充実及び周知・啓発を進める必要があります。

②在宅介護実態調査

１．主な介護者の方について（単数回答）

主な介護者の方は、「子」が 42.5%と最も高く、次いで「配偶者」が 33.0%、「子の配偶者」が 15.6%となっています。

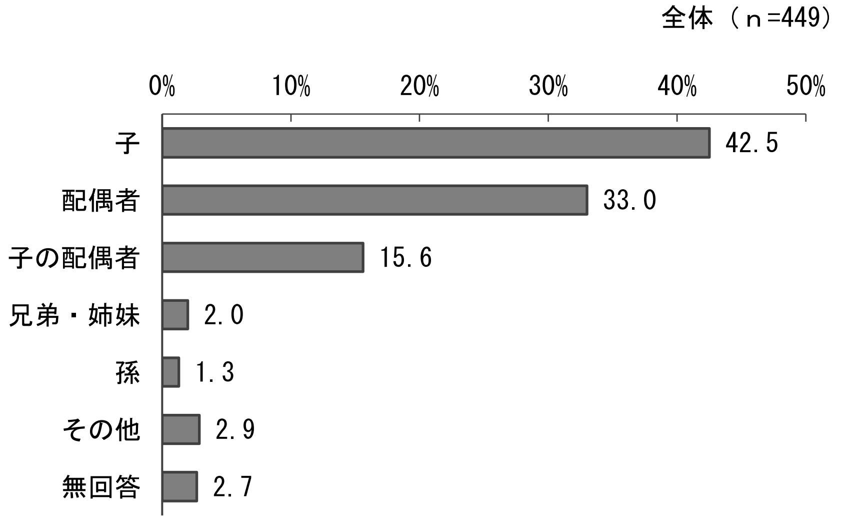

２．主な介護者の方の年齢について（単数回答）

主な介護者の方の年齢は、「60 代」が 27.2%と最も高く、次いで「50 代」が 25.2%、「70 代」が 21.6%、「80 歳以上」が 10.9%、「40 代」が 10.5%、「30 代」が 2.7%、「20 代」が 0.4%となっています。

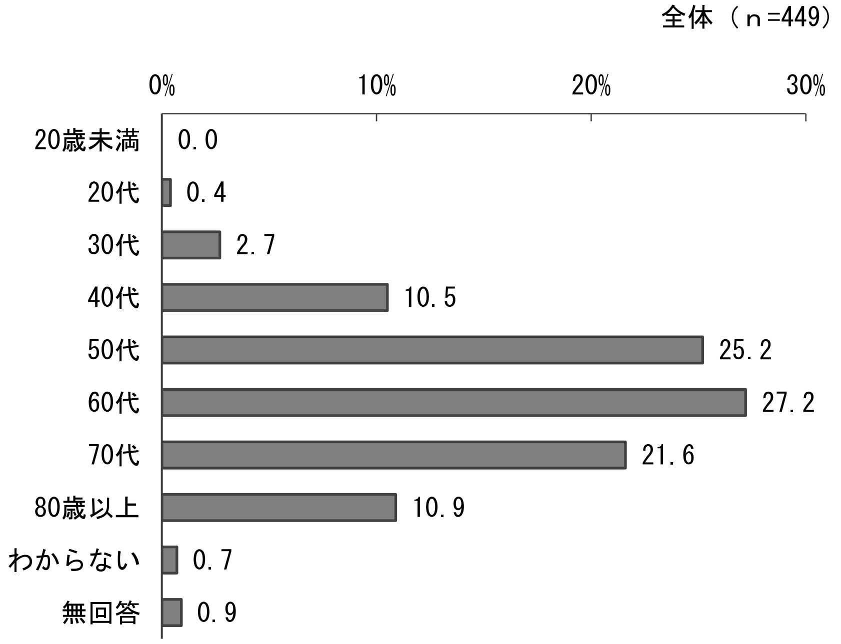

主な介護者の年齢を本人の年齢別にみると、“65 歳未満”、“65～69 歳”、“90 歳以上”では「60 歳代」がそれぞれ最も高い割合を示しています。また、“70 歳代”では「70 歳代」が 39.3%で最も高くなっています。また、 “80 歳代”では、「80 歳以上」の割合が１割を超えています。

主な介護者の年齢（本人の年齢別）

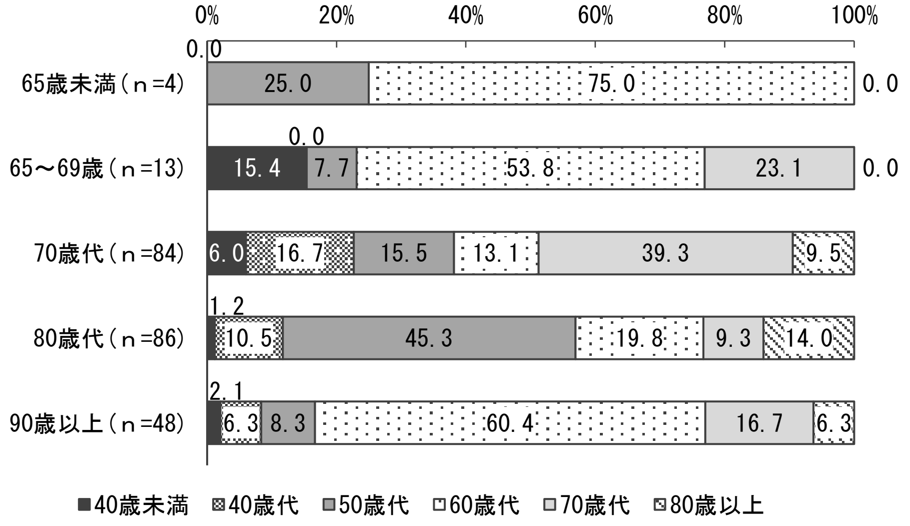

３.「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて（複数回答）

「介護保険サービス以外」の支援・サービスについてみると、現在利用しているものとしては「配食」が 7.9%で最も高く、今後必要と感じるものとしては「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 15.9%で最も高くなっています。

全体（ｎ=297）

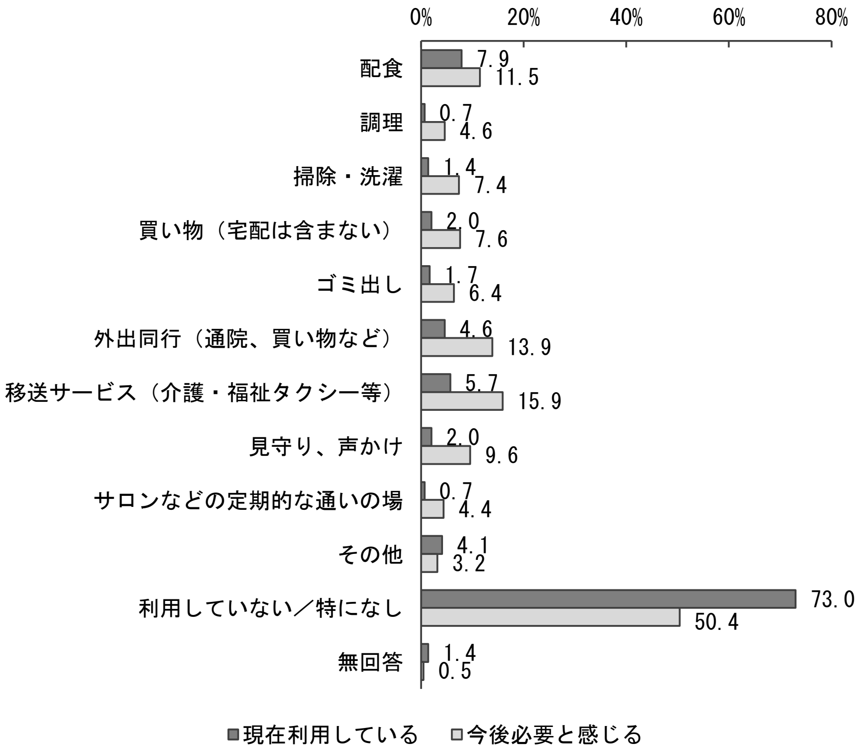

４．主な介護者の方の現在の勤務形態について（単数回答）

主な介護者の方の現在の勤務形態は、「働いていない」が 45.0%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が 31.8%、「パートタイムで働いている」が 19.8%となっています。「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」を合わせた『働いている』の割合は、51.6%となっています。

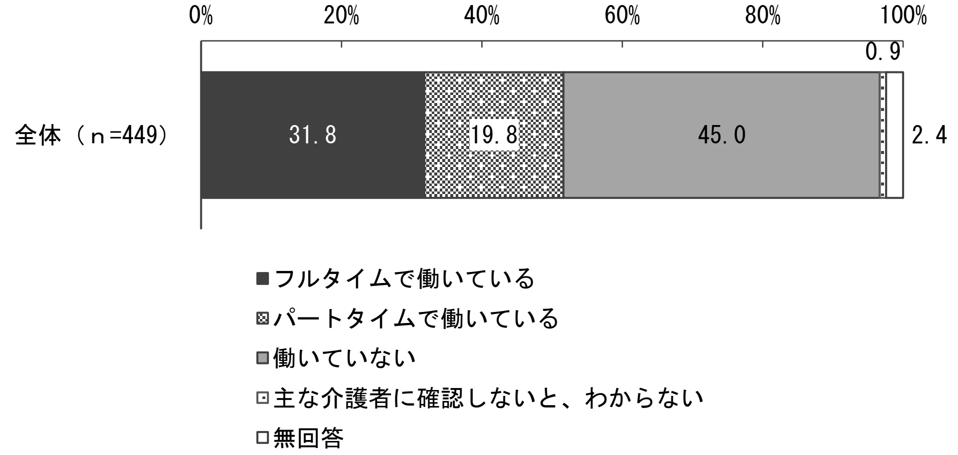

５．介護をするにあたっての働き方の調整等について（複数回答）

介護をするにあたっての働き方の調整等については、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が 37.4%と最も高く、次いで「特に行っていない」が 24.7%、「休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」が 21.0%、「その他の調整をしながら、働いている」が 11.1%、「在宅勤務を利用しながら、働いている」が 2.9%となっています。

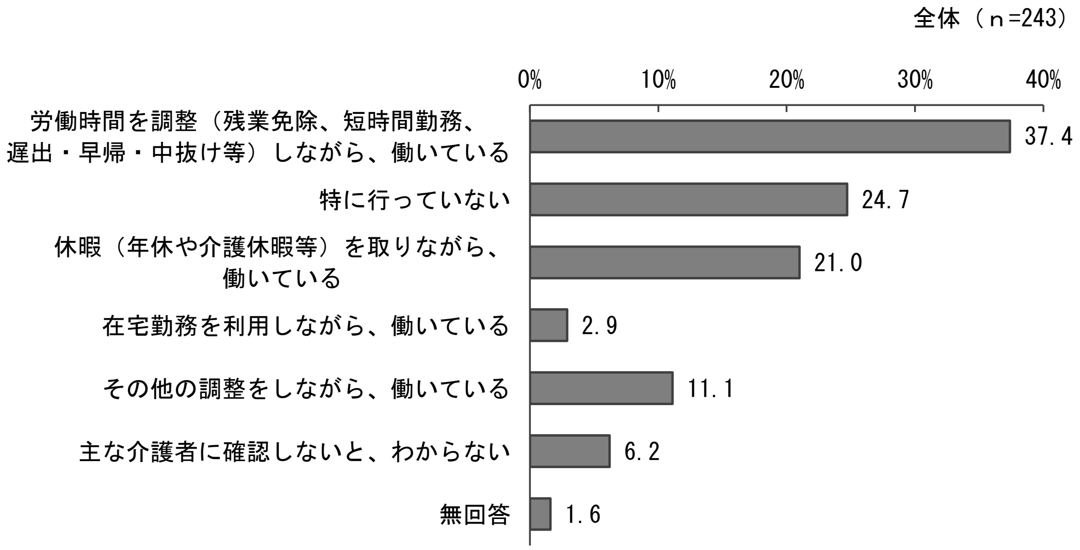

６．働きながらの介護の継続意向について（単数回答）

働きながらの介護の継続意向については、「問題はあるが、何とか続けていける」が 63.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が 14.0%となっています。「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『続けていくのは、難しい』の割合は、7.4%となっています。

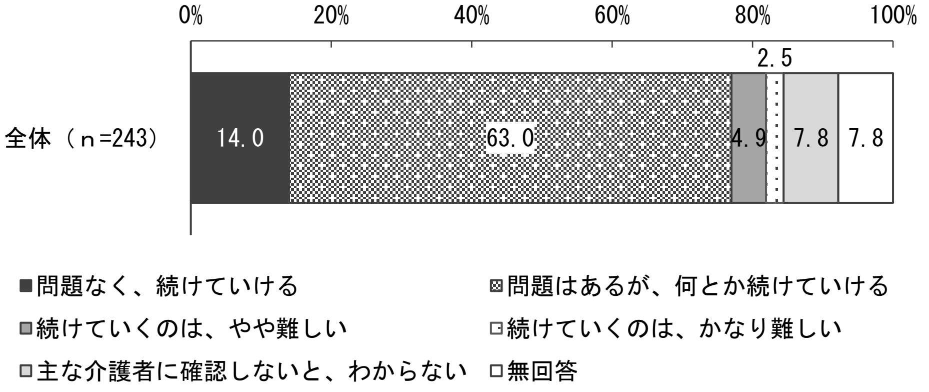

７．主な介護者の方が不安に感じる介護等について（複数回答）

主な介護者の方が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が 34.1%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が 22.5%、「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」が 20.5%となっています。

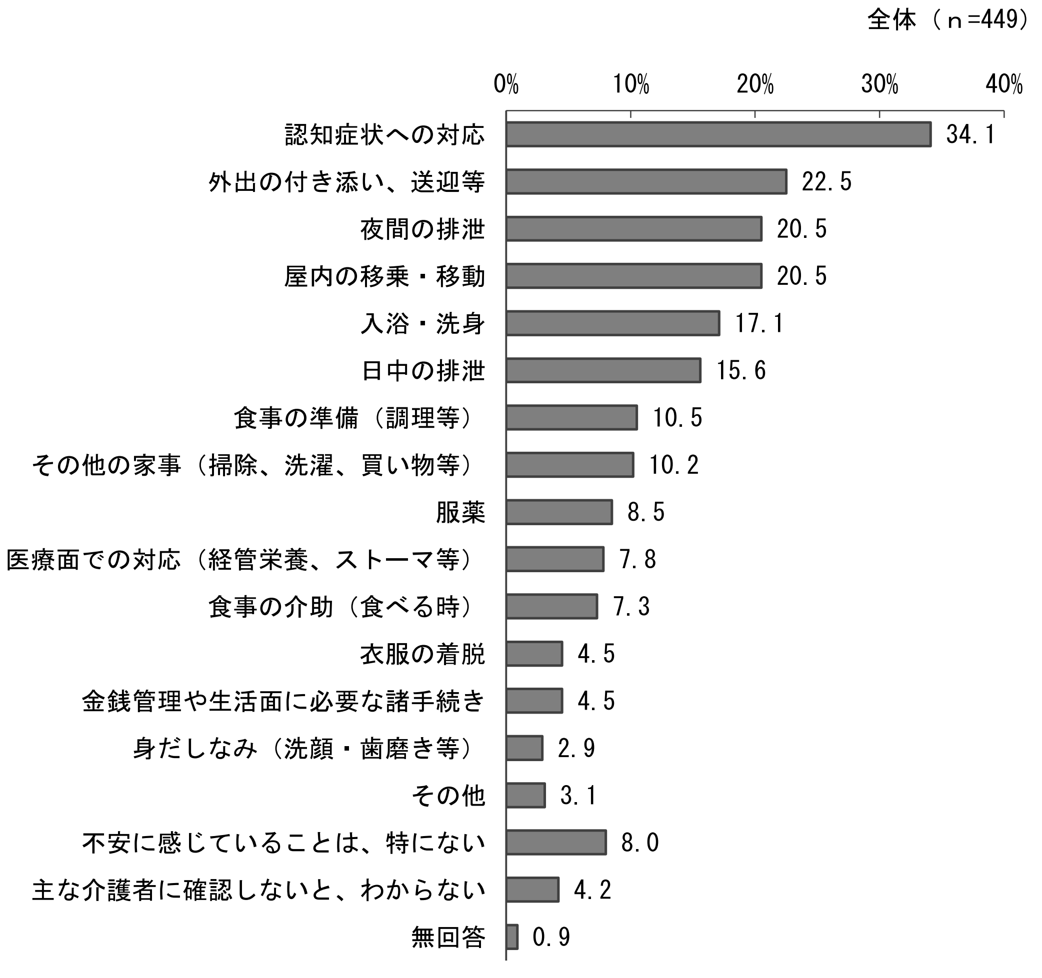

在宅介護実態調査結果からみえる課題

◆かすみがうら市における在宅介護の実態

主な介護者の方は、「子」が 42.5%と最も高く、次いで「配偶者」が 33.0%となっています。主な介護者の方の年齢は、「60 代」が 27.2%と最も高く、60 代以上の割合は 59.7%となっています。さらに、主な介護者の年齢を本人の年齢別にみると、本人の年齢が 65 歳以上で介護者の年齢が 60 歳代以上であるケースが多くみられます。

これらのことから、本市においても要介護者と介護者がともに 65 歳以上である老老介護の世帯が存在しており、その世帯数は高齢化とともにさらに増加していくと考えられます。また、要介護者と介護者がともに認知症となる認認介護世帯についても同様に増えていくと予測されることから、日常生活を支えるサービスの充実や、在宅医療・介護の更なる推進など、制度や分野を超えた多職種間連携によるサービス提供体制の整備が必要であると考えられます。

◆介護保険サービスにとどまらない支援体制の整備

介護保険以外の支援・サービスについて、『現在利用している』と『今後必要と感じる』の割合を比較すると、「その他」を除くすべての支援・サービスでは『今後必要と感じる』の割合のほうが上回っており、特に「外出同行（通院、買い物など）」が 13.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 15.9%と比較的高くなっています。また、「見守り、声かけ」を必要と感じている方も 10%近くいることがわかります。

高齢者の方が安心して暮らしていけるよう、介護保険以外の支援・サービスの充実はもとより、インフォーマルサービスなど、住民同士が支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

◆介護者に対する支援の充実

介護を必要とする方に対するサービスの充実を図ることはもとより、介護者に対する支援に努めることも同じく重要といえます。特に、働きながら介護を行っている方については、介護疲れにより、共倒れしてしまう可能性も考えられます。

主な介護者の方の現在の勤務形態についてみると、「フルタイムで働いている」方が 31.8%、「パートタイムで働いている」方が 19.8%であり、『働いている』方の割合は全体の 51.6%となっています。働きながら介護をしている方に、働き方の調整等について尋ねたところ、「労働時間を調整しながら、働いている」方の割合が 37.4%と最も高く、何かしらの調整を行いながら働いている方の割合は 72.4%となっています。また、働きながらの介護の継続について、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した方が6割に及んでいます。また、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『続けていくのは、難しい』の割合は 7.4%となっています。このことから、働きながら介護を続けていくことに半数以上の方が問題を抱えていて、介護を続けていくことを困難に感じている方もいることがわかります。

就労している介護者の負担を軽減するためにも、労働時間の調整や、職場における休暇制度の充実、及びそれらの制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

さらに、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてみると、身体機能や認知機能の低下により引き起こされる介護への不安が多く回答されていることから、要介護度の重度化の防止や認知症の予防に向けた取組を推進する必要があります。

③施設入所者実態調査

１．入所を決めた理由

施設への入所を決めた理由については、「安心した生活を送りたい」が 57 件と最も多く、次いで「退院後の自宅での生活が困難」が 56 件、「介護者の就労や高齢により」が 49 件、「常に見守りが必要なため」が 47 件となっています。

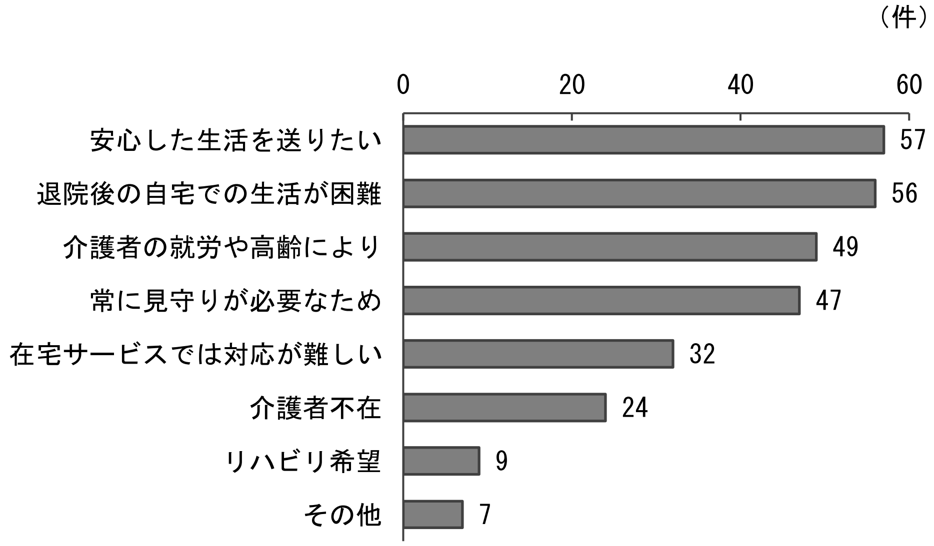

２．施設を決めるにあたって特に重視したこと

施設を決めるにあたって特に重視したことについては、「自宅からの距離」が 89 件と最も多く、次いで「ケアマネの説明」が 51 件、「設備やサービス」が 38 件、「入所費用」が 34 件、「評判」が 32 件となっています。

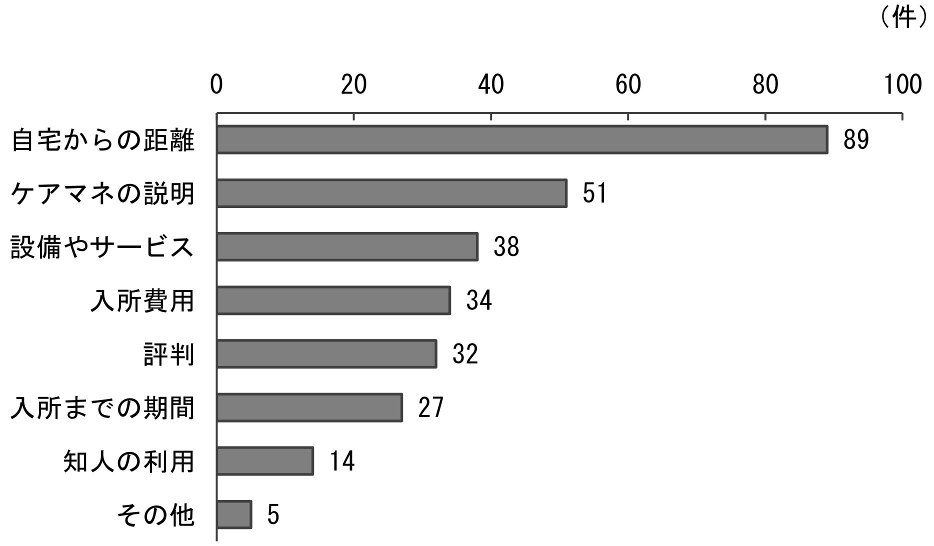

３．施設に入所してどう生活が変わったか

施設に入所して生活が変わったことについては、「規則正しい生活」が 96 件と最も多く、次いで「心配事が減った」が 41 件、「身体状態の改善」が 26 件、「気持ちが前向き」が 21 件、「面会の減少」、「話し相手がいない」が同じく 20 件となっています。

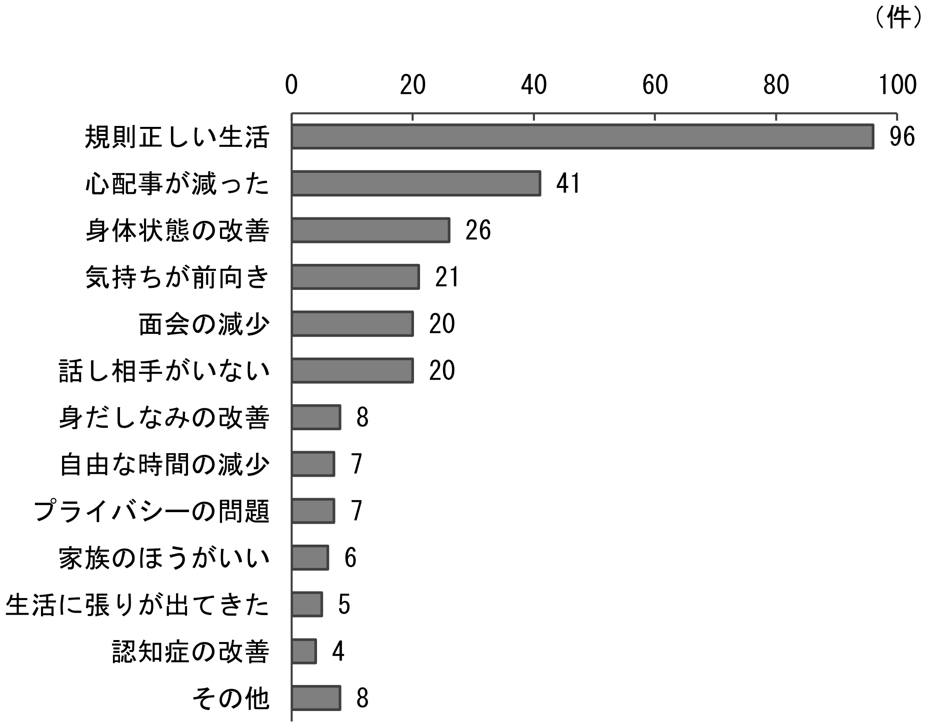

４．施設に関して気になっていること

施設に関してきになっていることについては、「特になし」が 77 件と最も多く、次いで「費用」が 30 件となっています。

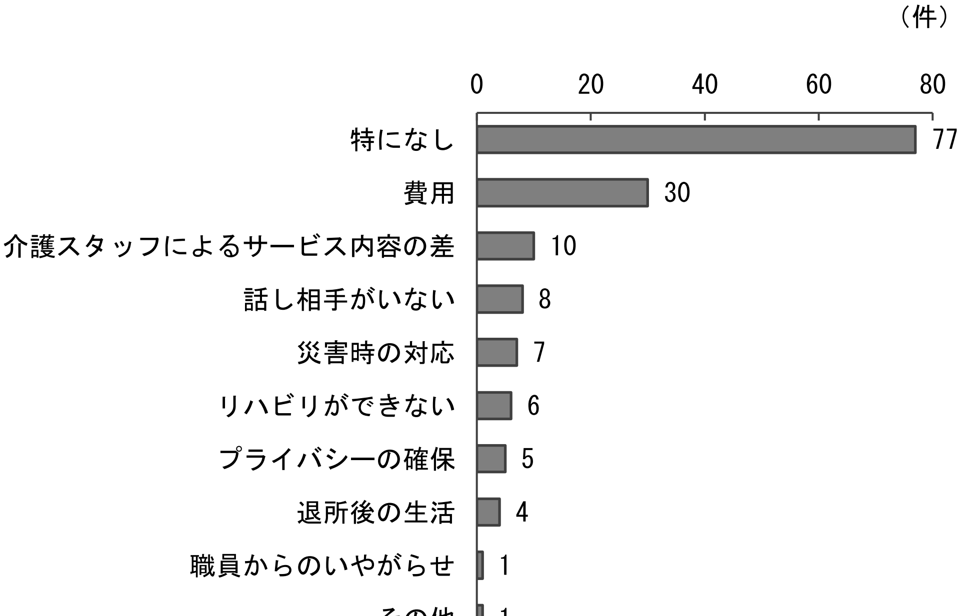

５．施設に改善してほしいところ

施設に改善してほしいところについては、「特になし」が 101 件と最も多く、次いで「食事の内容」、「レクリエーション」が同じく 10 件となっています。

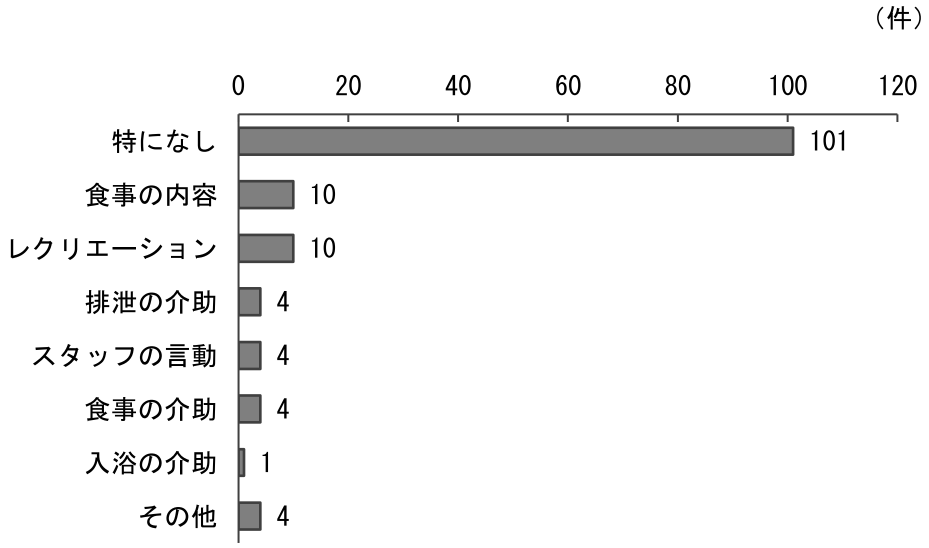

６．今後の生活について

今後の生活については、「現在の施設」が１１２件と大多数を占めています。

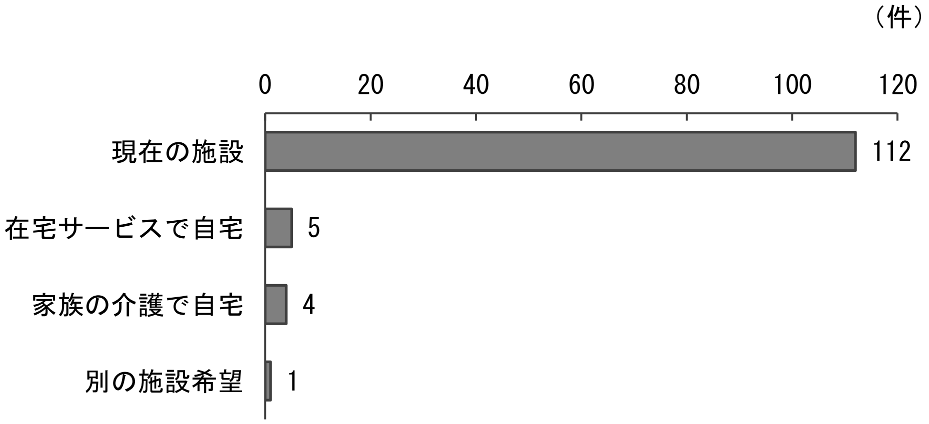

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

基本理念（本市が目指す高齢者社会の姿）

安らぎとやさしさ
支え合いのまちづくり

かすみがうら市では、市民の誰もが「健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり」を実現するために、人の自立と尊厳を維持しつつ地域全体で支援することを重要な施策に位置づけています。

少子高齢化が進行し、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の増加等、近年の高齢者の生活実態の変化に対応するとともに、増え続ける介護給付費を抑制して将来に向けて持続可能な介護保険制度を確立し、明るく活力ある超高齢社会を築くためには、特に予防重視型システムの継続的な取組が必要とされています。

また、介護保険制度のより一層の定着化を推進するとともに、高齢者が心身の健康を維持し、増進を図るための保健・福祉・生涯学習などの取組も充実させる必要があります。そのために、今後も継続して、市の地域特性などに配慮した多様性に富んだきめ細かな施策を展開し、高齢者保健福祉施策の一元化を進める必要があります。

かすみがうら市では、高齢者が介護や援助が必要となった場合にも、できる限り家庭や住み慣れた地域で、その人の自己努力を基本に自立した生活が営まれるよう、地域、事業者、行政が一体となって支援していく地域づくりに向け、『安らぎとやさしさ 支え合いのまちづくり』を基本理念に掲げ、安心して高齢期を過ごすことのできるまちづくりに積極的に取り組んできました。

本計画においては、第７期計画を引き継ぎ、

『安らぎとやさしさ 支え合いのまちづくり』

を基本理念として計画の推進にあたります。

２　計画の基本目標

計画の理念を実現するため、５つの基本目標を設定し、施策の体系を組み立て、事業を推進します。

基本目標１：社会参加の促進と安心・安全なまちづくり

高齢者の就労をはじめとした社会的活動は、生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防・重度化防止という健康づくりの面を持つことから、高齢者の社会参加及び就労的活動の支援は重要な取組です。

そのため、本市では生涯学習事業の振興を図り、高齢者の参加を促進し、生きがいづくりと健康の維持・増進を支援します。また、交通安全対策や防犯対策を推進するとともに、近年の災害や感染症の発生状況を踏まえた体制の整備に努めることで、安心して暮らし続けられる安全な地域づくりを進めます。

基本目標２：介護予防・支え合いのまちづくり

いつまでも健やかな生活を送るためには、健康寿命の延伸を図ることが大切であり、高齢者自身による主体的な健康づくりを促進していく必要があります。

そのため、本市では高齢者や要介護者等の地域における支え合い活動への参加を促進し、高齢者の健康づくりを充実します。また、高齢者の保健・医療・福祉事業の充実と相互連携を推進し、切れ目のないサービスを提供することにより、高齢者の健やかな暮らしを支援します。

基本目標３：地域包括ケアシステムの推進

地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を開催するとともに、地域の高齢者支援の中核となる地域包括支援センターのさらなる機能強化に努めます。

団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年と、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年の双方を見据えながら地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

基本目標４：権利擁護事業の推進

高齢者人口の増加により、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増えることが見込まれます。こうした中、高齢者虐待や消費者被害等、高齢者の権利侵害に至る事案も増えていくと予想されることから、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、中核機関の設置及び地域の連携強化を図ります。

基本目標５：高齢者の自立を支援するまちづくり

介護保険制度の大きな理念は“自立支援”です。自立支援とは「介護を必要としない」ことではなく、その人の意思を尊重して、その人が持つ能力を最大限に活かした介護を行うということです。そのため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、サービス基盤の整備や介護人材の確保に努めるとともに、介護現場における業務効率化など、介護に携わる人の負担の軽減に取り組むことで、サービスの質の向上を図ります。

3　施策の体系

基本理念　安らぎとやさしさ 支え合いのまちづくり

基本目標 ／ 施策の方針 ／ 基本施策

高齢者福祉計画

- 1　社会参加の促進と安心・安全なまちづくり
  - 1．社会参加・生きがいづくりの支援
    - （1）就労の支援
    - （2）社会的活動の促進
    - （3）生涯学習の推進
  - 2．安心・安全なまちづくり
    - （1）市民への福祉意識の啓発
    - （2）防犯対策の推進
    - （3）災害や感染症対策に係る体制の整備
    - （4）生活環境の整備
    - （5）高齢者の居住安定に係る支援
- 2　介護予防・支え合いのまちづくり
  - 1．保健・医療・福祉事業の充実
    - （1）高齢者の健康づくり
    - （2）高齢者福祉の充実
    - （3）保健・医療・福祉の連携
- 3　地域包括ケアシステムの推進
  - 1．地域支援事業の充実
    - （1）地域支援事業の推進
    - （2）介護予防・日常生活支援総合事業
    - （3）一般介護予防事業
    - （4）包括的支援事業
    - （5）任意事業
  - 2．認知症施策の推進
    - （1）普及啓発・本人発信支援
    - （2）予防
    - （3）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
    - （4）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 4　権利擁護事業の推進
  - 1．地域連携ネットワークの整備
    - （1）中核機関の設置・運営
  - 2．高齢者の権利擁護
    - （1）権利擁護事業
    - （2）成年後見制度利用支援事業
    - （3）日常生活自立支援事業

介護保険事業計画

- 5　高齢者の自立を支援するまちづくり
  - 1．介護保険事業の充実
    - （1）居宅（介護予防）サービス
    - （2）地域密着型（介護予防）サービス
    - （3）施設サービス
    - （4）市町村特別給付
  - 2．介護保険事業の運営
    - （1）介護保険料算出の流れ
    - （2）費用の負担割合
    - （3）第８期給付費の推計
    - （4）標準給付費と地域支援事業費の算定
    - （5）第１号被保険者保険料
    - （6）所得段階における負担割合と保険料
  - 3．計画の推進
    - （1）計画の推進に向けて
    - （2）介護保険の円滑な運営に向けて
  - 4．介護給付適正化計画
    - （1）要介護認定の適正化
    - （2）ケアプランの点検
    - （3）住宅改修等の点検
    - （4）縦覧点検・医療情報との突合
    - （5）介護給付費通知の送付

4　日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」では地域密着型サービスや今後の施設整備計画などを見込みます。地理的条件・人口規模及び介護サービス基盤の整備状況から、これまで４つの日常生活圏域を設定していましたが、第７期計画においては、霞ヶ浦中学校区、千代田中学校区、下稲吉中学校区の３つの日常生活圏域を設定しました。

本計画においても、同様にこの３つを日常生活圏域として設定します。

■各日常生活圏域の高齢化率と認定率等　　　　令和２年９月末現在

区　分	単位	霞ヶ浦中学校区	千代田中学校区	下稲吉中学校区	その他	市　計
人口	人	15,169	6,721	19,419		41,309
高齢者数(65 歳以上人口)	人	5,843	2,512	4,504		12,859
65～74 歳	人	3,007	1,240	2,461		6,708
75 歳以上人口	人	2,836	1,272	2,043		6,151
高齢化率	%	38.5	37.4	23.2		31.1
１号被保険者	人	5,717	2,428	4,345	34	12,524
認定者数	人	1,019	428	618	37	2,012
うち１号認定者数	人	1,003	421	602	34	2,060
うち２号認定者数	人	16	7	16	3	42
認定率（１号のみ）	%	17.5	17.3	13.8	100	16.4
ひとり暮らし高齢者数	人	505	186	571		1,262
ひとり暮らし高齢者率	%	8.6	7.4	12.7		9.8

資料：人口等は住民基本台帳人口
ひとり暮らし高齢者数は市独居老人調査による

※地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。（平成 27 年６月５日付 厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより）

【圏域別の特徴】

○ 霞ヶ浦中学校区は最も高齢化進んでいる地区で、高齢化率は 38.5%と４割近い割合となっています。

○ 千代田中学校区は３圏域の中では最も人口が少ない地区です。一方、高齢化率は霞ヶ浦中学校区に次いで 37.4%と高くなっています。

○ 下稲吉中学校区は人口密集地区であり、高齢化率は 23.2%と他の地区と比べて低くなっていますが、今後、急速に高齢化が進むと考えられます。また、高齢者数に占めるひとり暮らし高齢者率は３圏域中で最も高くなっています。

■各日常生活圏域の施設及び事業所の状況

区　分	単位	霞ヶ浦 中学校区	千代田 中学校区	下稲吉 中学校区	市　計
地域包括支援センター	か所	1			1
在宅介護支援センター		1	1		2
保健センター		1			1
居宅介護支援事業所		6	3	4	13
通所介護		7	3	5	15
通所リハビリテーション		0	2	2	4
短期入所生活介護		3	2	1	6
短期入所療養介護		0	1	1	2
認知症対応型共同生活介護		4	2	2	8
小規模多機能型居宅介護		1	0	0	1
介護老人福祉施設		3	2	1	6
介護老人保健施設		0	1	1	2
養護老人ホーム		0	1	0	1
有料老人ホーム		3	2	1	6
軽費老人ホーム		1	0	0	1
サービス付き高齢者向け住宅		0	1	2	3

第４章　高齢者福祉計画

基本目標１　社会参加の促進と安心・安全なまちづくり

１．社会参加・生きがいづくりの支援

活力と生きがいに満ちた高齢期を過ごせるように、就労をはじめとした高齢者の多様な社会的活動への参加を促進します。その際、個人個人の多様性や自発性を十分に尊重しながら、これまでの事業を充実させていきます。また、年齢にとらわれることなく、生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習事業の充実とともに、生涯スポーツ事業の充実を目指します。

（１）就労の支援

高齢者の生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防という面を持つ就労に関して、情報を提供するとともに就労機会の確保、拡大を図り、安定した社会生活が営める環境づくりを促進します。

①高齢者の就労に関する情報提供の拡充	担当課	介護長寿課
シルバー人材センターやハローワーク等との連携を図り、高齢者の就労の機会や、高齢者向け就職支援セミナー、高齢者雇用促進支援制度など、社会に参加するための情報提供の拡充に努めます。		

②就労機会の拡大	担当課	介護長寿課
シルバー人材センターやハローワーク、雇用関係団体との連携を図り、高齢者の長年培った知識や経験が有効に活かされるように努めるとともに、多様なニーズに見合った高齢者の就労機会の拡大を図ります。高齢者の就労的活動は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにもつながる重要なものであるため、引き続きシルバー人材センターの運営を支援するとともに、周知に努めます。		

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
シルバー人材センター受注件数（件）	1,562	1,644	1,551	1,800	1,800	1,800

（２）社会的活動の促進

住み慣れた地域での自治会活動やボランティア活動、老人クラブ活動などを支援するとともに各種地域活動に関する情報の提供をはじめ、活動の機会の提供などを通じて、高齢者の社会参加を促進します。

①老人クラブ活動の支援	担当課	介護長寿課・社会福祉協議会
高齢者の生きがい活動・ニュースポーツ等の取組を行っている老人クラブ活動を支援します。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ねんりんスポーツ大会予選会の参加者数（人）	88	86	0	100	100	100

②社会活動を行う機会の提供、情報提供	担当課	生涯学習課・社会福祉協議会
高齢者の経験や知識を活かし、地域の子どもが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行うとともに、広報紙やホームページ等で活動に関する情報を提供することで、社会奉仕活動への参加促進を図り、高齢者の生きがいづくりを推進します。		

（３）生涯学習の推進

学習・趣味活動、スポーツ活動等への参加促進と活動の活性化を図るため、各種活動等の情報提供を拡充し、活動場所の確保などの支援を行うとともに、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりにもつながる生涯学習の推進を図ります。

①社会教育活動の支援	担当課	生涯学習課
65歳以上の高齢者を対象に、生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり、居場所づくりなどを目的として新たな体験や学習する機会として、高齢者大学を実施しています。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
講座数	8	8	0	8	8	8
延べ参加者数（人）	742	581	0	600	600	600

②公民館活動等における生涯学習	担当課	生涯学習課
高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなど、それぞれの目的に応じた公民館、歴史博物館、スポーツ健康づくりなどに関する講座や催しの開催、文化活動、コミュニティ活動など自主的な活動に取り組む生涯学習活動団体の支援に努めます。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
文化協会加盟団体数	43	43	41	43	45	47
文化協会加盟者数（人）	1,001	996	818	850	875	900

③スポーツ活動の推進	担当課	スポーツ振興課
スポーツによる生きがいづくり、健康づくりを推進するため、第１常陸野公園やわかぐり運動公園、あじさい館、体育センター、多目的運動広場、戸沢公園運動広場などを活用して、気軽に取り組むことができるレクリエーションを兼ね備えたニュースポーツの普及やスポーツ大会、各種スポーツ教室など各種活動の推進を行います。		

２．安心・安全な地域づくり

高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していく傾向の中で、高齢者の孤独死や虐待などが社会問題となっており、市民への福祉意識の啓発が重要課題となっています。また、交通事故や犯罪にあわないように地域の関係機関が効果的に連携し、市民団体・ボランティアなどと地域において共同支援の体制をつくることが必要となっています。

さらに、誰もが安心して安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた住宅、道路、施設等の整備を進めるとともに、高齢者の居住安定に向けた環境の整備や、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことが重要となっています。

そして、近年の災害の発生や感染症の流行により、人々の社会不安は増大してきていることから、高齢者の安心につながるサービスの維持に努めるとともに、事業所等における災害時への備えの定期的な確認や、感染症対策の徹底等が求められています。

（１）市民への福祉意識の啓発

高齢者への虐待防止や認知症等に関する正しい理解に向けた情報提供や周知活動により、適切な啓発を行います。

①高齢者の虐待防止・権利擁護事業	担当課	地域包括支援センター
高齢者虐待防止・権利擁護事業等について啓発活動を実施するとともに、民生委員や居宅介護支援事業所、警察等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に向けた体制づくりを進めます。		

②認知症広報・啓発事業	担当課	地域包括支援センター
認知症についての偏見の解消や正しいケアに向けて、講演会をはじめ、パンフレット、広報紙、ホームページ等により、高齢者の家族はもとより、市民の正しい理解を促すとともに、認知症に関する制度や支援の周知を行います。		

（２）防犯対策の推進

地域における防犯組織の活動を支援するとともに、消費者生活相談体制の強化を進めることで、高齢者等に対する被害の未然防止や拡大防止に努めます。

①地域の防犯組織の構築	担当課	生活環境課・道路課
犯罪や交通事故を未然に防止するため、街路灯や道路照明灯の整備を図るとともに、防犯団体・各種交通団体と連携して、地域の防犯や交通安全に係る啓発活動を実施し、一層安心して暮らせる環境の実現を図ります。		

②消費者生活相談体制の強化	担当課	市民協働課
消費生活センターへの相談時におけるアドバイスのほか、街頭啓発やリーフレットの全戸配布、出前授業などを継続して行い、高齢者等に対する被害防止対策を進めます。		

（３）災害や感染症対策に係る体制の整備

自然災害に備えて、地域における要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の整備や福祉避難所の設置などを進め、高齢者への支援体制を確立します。また、非常時においてもサービスを継続できるように、介護サービス事業所の備えについて定期的に確認します。さらに、感染症対策については、市民や事業所への感染症対策の周知徹底とともに、新しい生活様式に合わせた体制づくりに取り組みます。

①要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の整備	担当課	社会福祉課・介護長寿課・総務課
在宅の要援護高齢者の安否確認等について、居宅介護支援事業所等との連絡体制を確保します。また、地域防災計画に基づき、関係部局等が保有する要介護高齢者や障害者等の情報を基に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の整備を進めます。		

②福祉避難所の拡充	担当課	介護長寿課・健康づくり増進課
高齢者や障害者など、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備や人材が備わった福祉避難所の設置に向けて、老人福祉施設等との連携を強化します。		

（４）生活環境の整備

高齢者の移動手段の確保や公共施設等のバリアフリーなど安心して生活できる環境の整備を行います。

①高齢者等の移動や利用に配慮したまちづくり	担当課	政策経営課
運転免許自主返納に向けた支援を行うとともに、地域公共交通計画の策定に合わせて、高齢者等のニーズに対応した路線バスの検討など、市地域公共交通会議と連携を図りながら、高齢者の移動手段の確保に努めます。		

②公共施設などの整備	担当課	都市整備課
交通バリアフリー法に基づいて、公共的施設や歩道等を改築、改修する際には、可能な限りバリア（障害）の除去に資する整備に努めます。		

（５）高齢者の居住安定に係る支援

高齢者の居住安定に向けて、養護老人ホームや軽費老人ホームの整備を行い、住まいと生活の支援を一体的に実施していくとともに、介護付き有料老人ホーム等の多様な住まいの確保に努めます。

①養護老人ホームへの入所支援	担当課	介護長寿課
おおむね 65 歳以上の人で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由や経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者の養護老人ホームへの入所措置を行います。生活困窮者対策等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していきます。		

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1
定員数（人）	50	50	50	50	50	50
措置者数（人）	13	11	10	10	10	10

②軽費老人ホーム	担当課	介護長寿課

軽費老人ホームは、高齢により、独立した生活が困難な方などに低額な料金で住居を提供する老人福祉施設で、利用者と施設の契約により入所する施設です。

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1
定員数（人）	59	59	59	59	59	59

③高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保	担当課	介護長寿課

ひとり暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、県や近隣市町村との情報連携の強化を図りながら、介護付き有料老人ホームなど、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。また、適切な指導監督の徹底により、サービスの質の確保を図ります。

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護付き有料老人ホーム施設数（か所）	3	3	3	4	4	4
定員数（人）	172	172	172	227	227	227
住宅型有料老人ホーム施設数（か所）	1	2	3	3	3	3
定員数（人）	69	69	90	90	90	90
サービス付き高齢者向け住宅施設数（か所）	3	3	3	3	3	3
定員数（人）	67	67	67	67	67	67

基本目標２　介護予防・支え合いのまちづくり

１．保健・医療・福祉事業の充実

高齢者の保健・医療については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75 歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度により医療の確保が図られています（注）。75 歳未満の方で医療保険加入者に対しては、主にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策として、特定健康診査・特定保健指導が実施されており、国民健康保険では第３期「特定健康診査等実施計画」により健康づくり事業を推進しています。

（注）後期高齢者医療制度：75 歳以上の方と 65 歳以上 74 歳以下で一定の障害があると認められた方を被保険者とする医療保険制度で、茨城県後期高齢者医療制度広域連合が運営しています。

また、一般高齢者に対するニーズ調査結果では、介護予防の取組状況について、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が最も高くなっており、生活習慣病を早期に予防するとともに、介護予防にも多くの人が取り組めるよう、高齢者の保健事業・健康づくり事業の充実が求められています。また、高齢化の進展に伴い、生活困窮や孤立化、障害のある高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者福祉事業の充実が必要となっています。

（１）高齢者の健康づくり

高齢者の自主的な健康づくり活動を支援するなど、安心して在宅生活を送ることができるように努めます。実施にあたっては、各集落センターや公民館、公共施設等を活用して進めます。

①特定健康診査・特定保健指導等	担当課	健康づくり増進課・国保年金課

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病予防のための保健指導対象者を抽出する健診を実施し、対象者には特定保健指導を実施するとともに、保健指導率の向上に努めます。

実施場所：保健センター・千代田公民館・働く女性の家等

実施回数：年間約 40 件

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特定健康診査受診者数（人）	2,938	2,958	3,009	2,984	2,924	2,886
特定健康診査受診率（％）	39.2	40.8	40.0	41.0	41.2	41.7
後期高齢者健康診査受診者数（人）	1,150	1,215	1,083	1,191	1,275	1,362
後期高齢者健康診査受診率（％）	22.7	23.1	20.0	21.0	21.5	22.0

（２）高齢者福祉の充実

要介護認定の有無にかかわらず日常生活上の支援を必要とする高齢者に対して、生活に密着したきめ細かなサービスを提供します。

①住宅用火災報知器設置事業			担当課	介護長寿課		
65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、非課税世帯等の要件に該当した方に対し、火災報知器を設置し、安心安全な生活を支援します。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住宅用火災報知器の設置数（件）	4	1	0	1	1	1

②緊急通報装置設置事業			担当課	介護長寿課		
65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、身体虚弱のため、緊急事態に機敏に行動することが困難な方、突発的に生命に危険な症状を発症する持病を有する方、重度の身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方に対して緊急通報装置を貸与し、急病や緊急時などの対応と日常生活の不安の解消を図ります。また、月に１度の安否確認も行います。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
緊急通報システムの設置数（件）	14	23	15	15	15	15

③軽度生活援助事業			担当課	介護長寿課		
65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、草取り・清掃などの軽易な生活支援を行うため、シルバー人材センターに委託し、自立と生活の質の確保を図ります。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
軽度生活支援事業申請件数（件）	86	101	93	95	100	105

④要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業			担当課	介護長寿課		
要援護高齢者又は重度の障害者に対して、医療福祉機関等へ通院通所する際のタクシー料金の一部を助成してきました。令和３年度からは、介護保険による給付制度に移行します。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用件数（人）	270	334	410	350	350	350

⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	担当課	介護長寿課
寝たきり等の状態にある高齢者等に対して、寝具の洗濯乾燥消毒を行い、衛生的な生活環境の確保を図ります。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
寝具洗濯乾燥サービス申請件数（件）	9	9	9	11	12	15

⑥長寿をたたえる事業	担当課	介護長寿課
長寿を祝福し、高齢者を敬うため敬老事業を行うとともに、長寿の節目を迎えられた方に敬老祝金を支給していますが、コロナ禍における敬老事業の在り方について、検討していきます。		

⑦高齢者見守り事業	担当課	介護長寿課
地域の事業者などと、高齢者や子どもを見守る協定を締結する事業を拡充し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように努めます。		

⑧在宅介護慰労金支給事業	担当課	介護長寿課
在宅の高齢者を介護する方に在宅介護慰労金を支給し、介護の労苦に報いるとともに、高齢者への扶養意識の高揚を図っています。		

⑨子どもヘルパー派遣事業	担当課	介護長寿課・社会福祉協議会
小学４年生以上の小学生を「子どもヘルパー」に任命し、高齢者宅などに訪問し、話し相手やお手伝いボランティア等を行い、高齢者の安否確認や子ども達のいたわりの心を育むことにより、地域全体で高齢者を支える意識を醸成します。		

⑩職場環境の改善に関する普及啓発	担当課	介護長寿課
介護離職防止の観点から、労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発に取り組みます。		

（３）保健・医療・福祉の連携

保健・医療・福祉の各分野が連携し、在宅で支援を必要とする高齢者等の生活を支援します。

①地域ケアシステム推進事業	担当課	介護長寿課・社会福祉協議会
社会福祉協議会の地域ケアコーディネーターが、高齢者や障害者など援護を必要とする住民一人ひとりのケースについて、保健・医療・福祉分野との連携を図りながら効率的かつ最適な支援の提供に努めます。		

②在宅介護支援センター運営事業	担当課	介護長寿課

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、また、高齢者の実態を把握し、各種保健・福祉サービスを総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行います。

③救急医療情報キット無償配布事業	担当課	介護長寿課

65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、心身に重度の障害がある方のみの世帯へ、救急車を呼んだ際、既往症や服用薬、緊急連絡先、健康保険証や診察券、薬剤情報提供の写しなどの情報を、救急隊員に正確に伝達できるよう、冷蔵庫の中に配備する救急医療情報キットの配布を行っています。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
配布件数（件）	20	18	6	15	17	20
登録者数（人）	106	164	170	185	202	222

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	担当課	国保年金課・健康づくり増進課・介護長寿課

令和６年度までに全市区町村で実施することとされている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた取組を実施します。具体的には、ＫＤＢシステムを活用し、地域の健康課題の分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握を行い、地域の医療機関団体等との積極的な連携・課題の共有を行うとともに、通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談の実施及び高齢者の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等の双方の取組を関係機関と連携して進めます。また、データの利活用にあたっては、個人情報の取り扱いへの配慮等を含めた環境の整備に努めます。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できる体制整備のイメージ

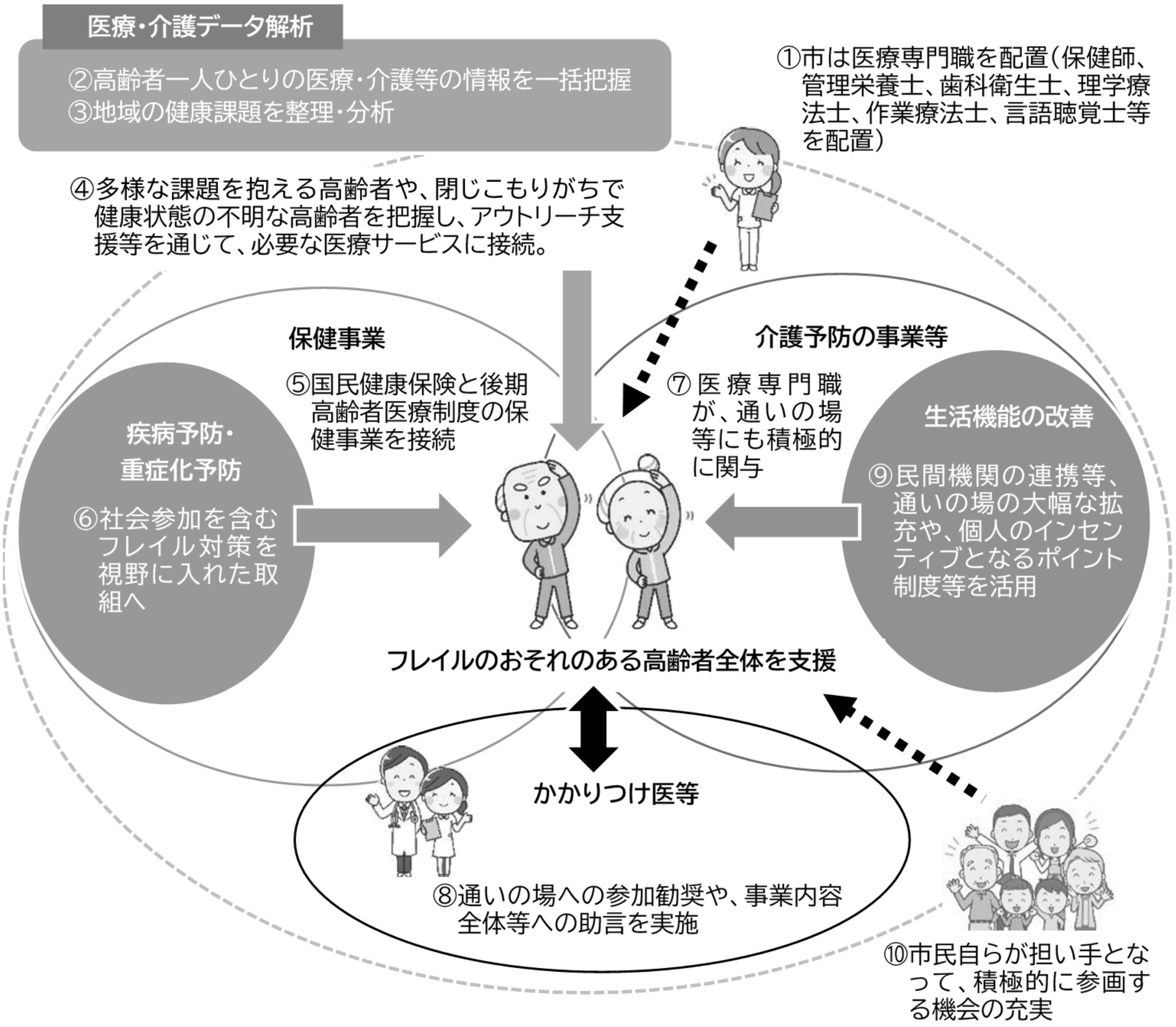

資料：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について［概要版］
（令和２年４月厚生労働省保険局高齢者医療課）の図を基に作成

基本目標３　地域包括ケアシステムの推進

１．地域支援事業の充実

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業が再編され、介護予防事業等、主に地域包括支援センターが中核となって事業を推進してきましたが（注）、認知症施策の総合的推進や医療・介護との連携施策の推進等についても課題となっており、運営体制の更なる強化が求められています。

（注）地域包括支援センターの運営方針：「かすみがうら市地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえ適切、公正かつ中立な運営が行われています。地域包括支援センターの体制整備・設置・変更・廃止や業務の法人への委託の可否の決定等に関するものは市が決定します。地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

（１）地域支援事業の推進

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談や支援をする地域包括ケアシステムの中核機関です。センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続ケアマネジメント支援業務）に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備などの機能を担っています。

今後は、より充実した高齢者の支援を行っていくため、３つの日常生活圏域に直営と民間委託により、地域包括支援センターを設置し、運営体制の強化、業務の拡充を進めていきます。

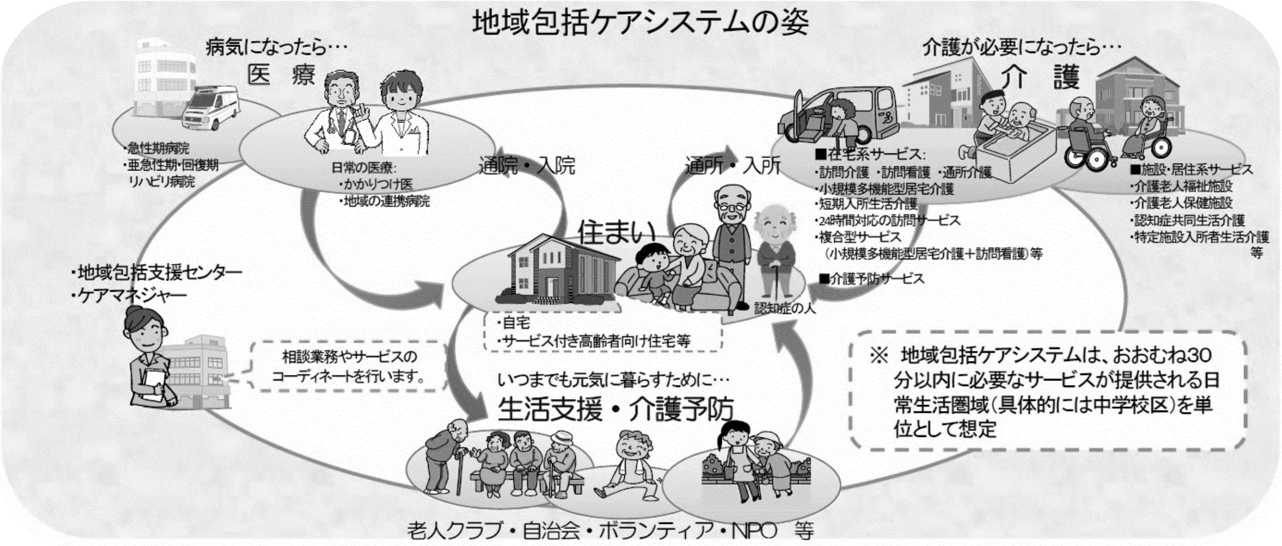

資料：厚生労働省ホームページより

（２）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。総合事業は、要支援者及び基本チェックリストを用いた簡易な形で事業対象者と判断された方に、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況など、要支援者等の状況に応じた適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう支援していきます。

（２）-１　介護予防ケアマネジメント

①介護予防ケアマネジメント事業			担当課	地域包括支援センター		
高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援状態になっても、それ以上悪化しないようにするために、介護予防サービス計画の作成等を行います。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
マネジメント件数（件）	1,084	1,034	1,050	1,060	1,070	1,080

（２）-２　訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供します。この事業には次の５つの類型がありますが、適宜、供給体制を勘案して、実施を図ります。

①訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）			担当課	介護長寿課・地域包括支援センター		
訪問介護事業者の訪問介護員が身体介護・生活援助を実施します。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	381	378	396	407	419	431

②訪問型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）			担当課	介護長寿課・地域包括支援センター		
緩和した基準によるサービスで指定事業者が行います。						
	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	0	7	24	25	30	35

③訪問型サービスＢ（住民主体による支援）	担当課	地域包括支援センター
住民主体の自主活動としてボランティアが生活援助を行うサービスです。今後、市民に周知を行っていきます。		

④訪問型サービスＣ（短期集中予防サービス）	担当課	地域包括支援センター
保健師等が居宅で相談指導等の事業を３～６か月で集中的に行います。		

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	0	0	1	5	5	5

⑤訪問型サービスＤ（移動支援）	担当課	地域包括支援センター
移送前後の生活支援で訪問型サービスＢに準じて行うサービスです。今後、市民に周知を行っていきます。		

（２）-３　通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。この事業には次の４つの類型がありますが、適宜、供給体制を勘案して、実施を図ります。

①通所介護（介護予防通所介護相当サービス）	担当課	介護長寿課・地域包括支援センター
通所介護事業者が通所介護と同様のサービス及び機能訓練等を行います。		

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	1,061	1,034	1,104	1,137	1,171	1,206

②通所型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）	担当課	介護長寿課・地域包括支援センター
緩和した基準によるサービスで指定事業者が、ミニ・デイサービスや運動・レクリエーション活動等を提供します。今後、事業所に周知を行っていきます。		

③通所型サービスＢ（住民主体による支援）	担当課	地域包括支援センター
自主的な通いの場で、住民主体のボランティア活動として体操・運動等の活動を行うサービスです。今後、市民に周知を行っていきます。		

④通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）	担当課	地域包括支援センター
生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを３～６か月の短期集中的に保健・医療の専門職が行うサービスです。今後、事業所に周知を行っていきます。		

（３）一般介護予防事業

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発や通いの場等への専門職による助言、介護予防活動を担うボランティア育成を行い、人と人とのつながりを通じて、継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

（３）-1　介護予防普及啓発事業

①介護予防教室			担当課	地域包括支援センター		
「フレイル（心身の機能が衰えた状態）」を予防するための、認知症予防、食生活、口腔ケア、運動について講義や実技を行います。						
	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数（回）	14	14	4	12	12	12
延べ参加人数（人）	242	199	49	240	240	240

②からだ改善教室			担当課	地域包括支援センター		
肩、腰、膝の痛みなどを改善、予防するための講義や実技を行います。筋力を維持、向上するための運動を学びます。						
	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数（回）	16	16	8	16	16	16
延べ参加人数（人）	371	369	120	320	320	320

③介護予防普及啓発事業			担当課	地域包括支援センター		
シルバーリハビリ体操教室会場において、保健師、社会福祉士による講話、血圧測定等を行います。						
	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数（回）	65	67	13	46	46	46
延べ参加人数（人）	825	704	104	470	470	470

④いきいき健康教室			担当課	介護長寿課・地域包括支援センター	

地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、主に 65 歳以上の方を対象に、集落センター等で体操や健康づくりに関する講話等を実施し、高齢者同士のふれあいの機会の提供や、健康と体力の増進を図るとともに、生活習慣病予防、転倒防止、寝たきり予防を図ります。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
実施回数（回）	38	30	6	40	40	40
延べ参加人数（人）	513	409	65	520	530	540

⑤シルバーリハビリ体操教室	担当課	地域包括支援センター

介護予防や外出の機会づくりとして、主に各集落センターや公民館で、シルバーリハビリ体操指導士による健康教室を行っています。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
開催回数（回）	705	663	120	750	750	750
延べ参加人数（人）	11,677	10,514	1,200	12,000	12,000	12,000

（３）-２　地域リハビリテーション活動支援事業

①地域リハビリテーション活動支援事業	担当課	地域包括支援センター

通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）を派遣し、講話を行っています。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
延べ派遣人数（人）	8	7	1	21	21	21

（３）-３　地域介護予防活動支援事業

①元気シニアボランティア事業	担当課	地域包括支援センター
施設等のボランティア活動を通じて、社会参加及び地域への貢献を奨励し、健康を増進することにより要介護状態となることを予防します。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
登録人数（人）		36	40	50	60	70

②介護予防団体の育成事業	担当課	地域包括支援センター
シルバーリハビリ体操指導士の会等への助成を行い介護予防指導士の育成と活動の拡充をします。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ活動人数（人）	2,010	1,847	340	2,500	2,500	2,500

（４）包括的支援事業

各関係機関と連携しながら、次の事業の実施を図ります。

ⅰ　地域ケア会議の充実
ⅱ　在宅医療・介護連携の推進
ⅲ　認知症施策の推進
ⅳ　生活支援体制整備

①包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	担当課	地域包括支援センター
主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて後方支援を行うことを目的として、地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導、日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導助言等を行い、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築を行います。		

②総合相談事業	担当課	地域包括支援センター
介護長寿課や在宅介護支援センター、地域包括支援センターなど、介護や認知症などに関する相談窓口の周知を強化するとともに、各相談機関の連携体制を構築し、相談体制の充実に努めます。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
在宅介護の相談件数（件）	1,402	1,180	822	1,500	1,500	1,500

③地域ケア会議	担当課	地域包括支援センター

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、地域のケアマネジャーに対するケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、介護支援事業所と連携した個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指します。

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域ケア個別会議開催回数（回）	2	11	10	12	12	12

④生活支援体制整備事業	担当課	地域包括支援センター

高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支えることを目的として、生活支援・介護予防サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、住民によるボランティア活動を展開し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。

具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域住民等の生活の担い手の養成や発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、第１層協議体において、情報共有・連携強化を図ります。また、市内３か所の日常生活圏域ごとに第２層協議体を設置し、生活の担い手となる多様なサービス提供主体が参画し、高齢者を支える地域の支え合い・助け合いの体制づくりを推進していきます。

また、高齢者の社会参加及び就労的活動は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止につながる取組であることから、高齢者の就労的活動を促進する就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置について検討します。

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第２層協議体開催回数（回）	30	33	30	36	36	36

⑤在宅医療・介護連携推進事業	担当課	地域包括支援センター

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを長く続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、医療と介護の連携に向けて、多職種による研修会や市民向けの講演会を開催するなど、各種取組を推進します。また、看取りに関する取組や、認知症対策への対応力を強化していく観点からの取組の強化に努めるとともに、総合事業など他の地域支援事業との連携を図りながら、ＰＤＣＡサイクルに沿った推進に努めます。

ア　地域の医療・介護資源の把握
イ　在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
ウ　切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進
エ　医療・介護関係者の情報共有の支援
オ　在宅医療・介護連携に関する相談支援
カ　医療・介護関係者の研修
キ　地域住民への普及・啓発
ク　在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

第８期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方

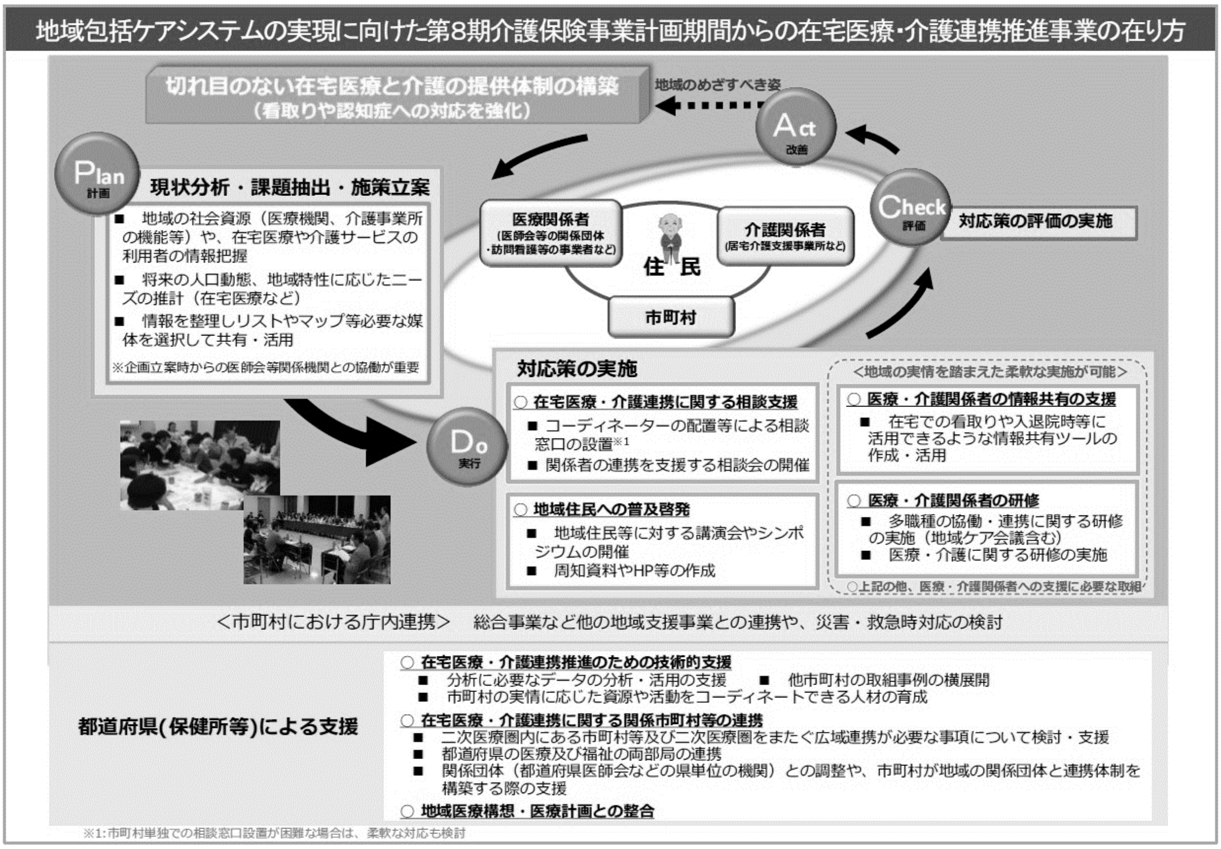

資料：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」

⑥地域包括ケア講演会			担当課	地域包括支援センター	
広く市民が参加できるよう、介護予防や看取りなど、複合的な内容の講演会を開催します。					

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加人数（人）				100	100	100

（５）任意事業

任意事業とは、地域の実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業のことです。本市では、「食」の自立支援事業を通じて高齢者の食生活の改善と健康増進を図るとともに、介護相談員派遣事業や介護給付適正化事業によって介護サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう努めます。

①「食」の自立支援事業（配食サービス）	担当課	介護長寿課

65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、老衰・身体の障害・疾病等の理由により調理の困難な方に対し、定期的に食事を提供し、食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認を行います。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数（人）	101	109	115	120	130	136

②介護相談員派遣事業	担当課	介護長寿課

市に登録された介護相談員が介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。また、介護相談員の役割や活動について啓発を行います。

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護相談員相談件数（件）	137	141	0	150	150	150

③介護給付適正化事業	担当課	介護長寿課

給付費が増大する中で真に必要な介護サービスが過不足なく提供されることが肝要であるとの観点から、かすみがうら市介護給付適正化計画に基づき適正化に向けた事業を着実に推進します。

２．認知症施策の推進

認知症は自分を含め、周りの家族など誰もがなりうる可能性があります。さらに、今後の高齢化の進行に伴い、認知症の人はますます増えていくことが予測されることから、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らし続けられるような「共生」の基盤のもと、「予防」に向けた取組の充実が求められています。

（１）普及啓発・本人発信支援

認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動を行います。また、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きられるためには、認知症の人やその家族に対する一方的な支援だけでなく、双方向のやり取りが重要であることから、認知症の人本人の発信を支援します。

①認知症講演会の開催	担当課	地域包括支援センター
認知症サポーターをはじめ、広く市民が参加できるよう、講演会を開催します。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加人数（人）	68	79	17	70	75	80

②認知症サポーターの養成	担当課	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座を開設し、認知症サポーターによる地域ごとの支援ネットワークを構築できるように努めます。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症サポーター養成講座開催回数（回）	8	7	10	12	14	16
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	388	113	348	400	420	440

③本人発信の場（本人ミーティング）の開催	担当課	地域包括支援センター
認知症の人本人の発信の場（本人ミーティング）の開催について検討します。		

（２）予防

「認知症になるのを遅らせる」あるいは「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での認知症の「予防」に向けた取組を推進します。

①通いの場・交流の場づくり事業	担当課	地域包括支援センター
高齢者が気軽に通える住民主体の運営によるサロンや居場所等を、公民館などを利用して整備し、地域住民同士が交流を図ることで、健康づくり・介護予防に寄与するように推進します。また、通いの場の取組については、専門職の関与を得ながら、他の総合事業に基づく事業等との連携を進めることで内容の充実を図り、高齢者の通いの場への参加を促進します。		

（３）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症ケアパスの周知・活用や認知症初期集中支援チームによる支援により、認知症の早期発見、早期対応を含めた包括的かつ集中的な支援を図ります。また、認知症高齢者を抱える家族等への支援に努めます。

①認知症ケアパスの周知・活用	担当課	地域包括支援センター
認知症ケアパスを活用し、早期からの適切な診断や対応が可能となるよう、相談窓口や支援機関の周知を図ります。また、認知症支援関係者や協力者のネットワークづくりを行います。 ※認知症ケアパスとは、認知症の進行状況に合わせてどのようなサービス等を受けることができるか標準的に示すもの。		

②認知症初期集中支援チーム事業	担当課	地域包括支援センター
複数の専門職がチームを組み、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、包括的・集中的な初期の支援により、自立生活のサポートを行います。		

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支援対象者数（人）	6	7	7	10	11	12
相談件数（件）	6	7	1	8	10	15

③認知症地域支援推進員の活用	担当課	地域包括支援センター
認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う認知症地域支援推進員を設置します。		

④認知症カフェの推進	担当課	地域包括支援センター

認知症の人と家族が安心して集える場として認知症カフェ（楽だカフェ）を推進します。
開催会場：２会場

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ参加人数（人）	130	115	13	130	140	150

⑤認知症に関する総合相談	担当課	地域包括支援センター

認知症に関する相談窓口をつくり、認知症全般に関する相談に応じ安心して生活できるように努めます。

⑥認知症高齢者ＱＲコード活用見守り事業	担当課	地域包括支援センター

認知症状等のある高齢者に対し、ＱＲコードを活用し、徘徊する可能性のある高齢者が外出し行方不明となった時又は、警察署などの公共機関等で保護された時に早期に身元を特定し、認知症高齢者の親族や支援者等に連絡する体制を整えるとともに、事業の周知に努めます。

⑦徘徊高齢者家族支援サービス事業	担当課	介護長寿課

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用してその居場所を伝えることにより、事故の未然防止及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、事業の周知に努めます。

⑧認知高齢者ＳＯＳネットワーク事業	担当課	地域包括支援センター

認知症その他の理由により、行方不明となるおそれのある高齢者等が行方不明となった時に、早期に発見することができるよう、地域及び関係機関の連絡支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全の確保及び家族等への支援に努めます。

（４）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、若年性認知症の人への支援や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）について体制の整備を進めます。

①若年性認知症の人への支援	担当課	地域包括支援センター
若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた適切な支援や相談に応じることができるよう体制整備を行います。		

②チームオレンジ等の整備	担当課	地域包括支援センター
認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を地域の特性に合わせた形での構築を目指し体制づくりを行います。		

基本目標４　権利擁護事業の推進

基本的な考え方

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。しかし、成年後見制度等が浸透していないことが現状です。

そのため、認知症等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

国が示す基本理念は次のとおりであり、理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見制度利用促進を図り、専門職団体との連携を図っていきます。

① 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。
② 成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。
③ 本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

１．地域連携ネットワークの整備

適切な相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

○本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能の強化。

○地域における「協議体」等の体制づくり

法律・福祉等の専門職や関係機関の連携により、個々のケースに対応する「チーム」を支援する体制の構築。

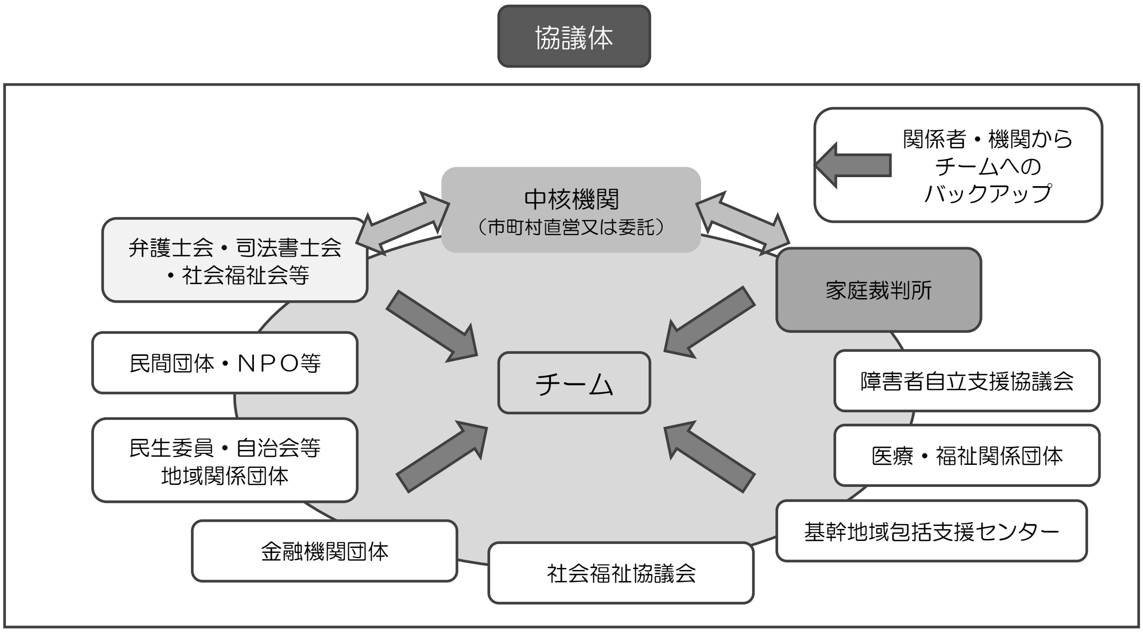

（１）中核機関の設置・運営

権利擁護支援や国が示す成年後見制度利用促進計画として、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、中核機関を設置し、地域の連携強化を図っていきます。中核機関とは、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能・不正防止機能を連携して行う中核的な役割を果たす機能として位置づけられます。

中核機関の在り方については、令和３年度の設置に向け、委託を含め関係機関と協議・検討します。

①広報機能

研修会等を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行います。

②相談機能

多様な相談に対応し、早期の相談を目指し、必要に応じて関係機関との連携を行います。

③成年後見制度利用促進機能

受任者調整等の支援や担い手の育成・活動の促進をしていきます。

④後見人支援機能

後見等開始後の継続支援を行います。

２．高齢者の権利擁護

認知症などによって、物事の判断が難しくなってきた高齢者の権利を守り、安心して自分らしく生活が送れるように支援します。

（１）権利擁護事業

①権利擁護事業				担当課	地域包括支援センター	
高齢者の権利を守ることを目的とし、虐待の早期発見、把握に努め、緊急の場合など必要に応じて老人福祉施設への入所など、他の機関と提携し高齢者を支援するとともに、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止、成年後見制度に関する相談など、様々な権利に関する問題に対応します。						
	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ相談件数（件）	16	43	38	45	50	55

（２）成年後見制度利用支援事業

①成年後見制度利用支援事業				担当課	地域包括支援センター	
認知症などにより判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護を本人に代わって法的に権限が与えられた法定代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう制度の周知啓発を行うとともに、制度を利用するための費用負担が困難な高齢者に対し、その費用の助成を行います。						
	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
助成人数（人）	1	2	2	2	2	2

（３）日常生活自立支援事業

①日常生活自立支援事業	担当課	社会福祉協議会
認知症などにより判断能力が不十分な高齢者について、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、福祉サービスを利用するための支援と合わせて金銭管理等を行います。		

第５章　介護保険事業計画

基本目標５　高齢者の自立を支援するまちづくり

１．介護保険事業の充実

介護保険のサービス体系は、要支援・要介護の認定を受けた人が利用することができる「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」と、すべての高齢者を対象とし、介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう実施する「地域支援事業」に区分されます。

○介護給付費推計の基本的な考え方

各サービスの提供目標量・給付費の算定は、要介護（要支援）認定者数の推計を基に、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数等を設定し、それにサービス単価を掛け合わせた額がサービス給付費となります。

サービス提供目標量・給付費算定の流れ

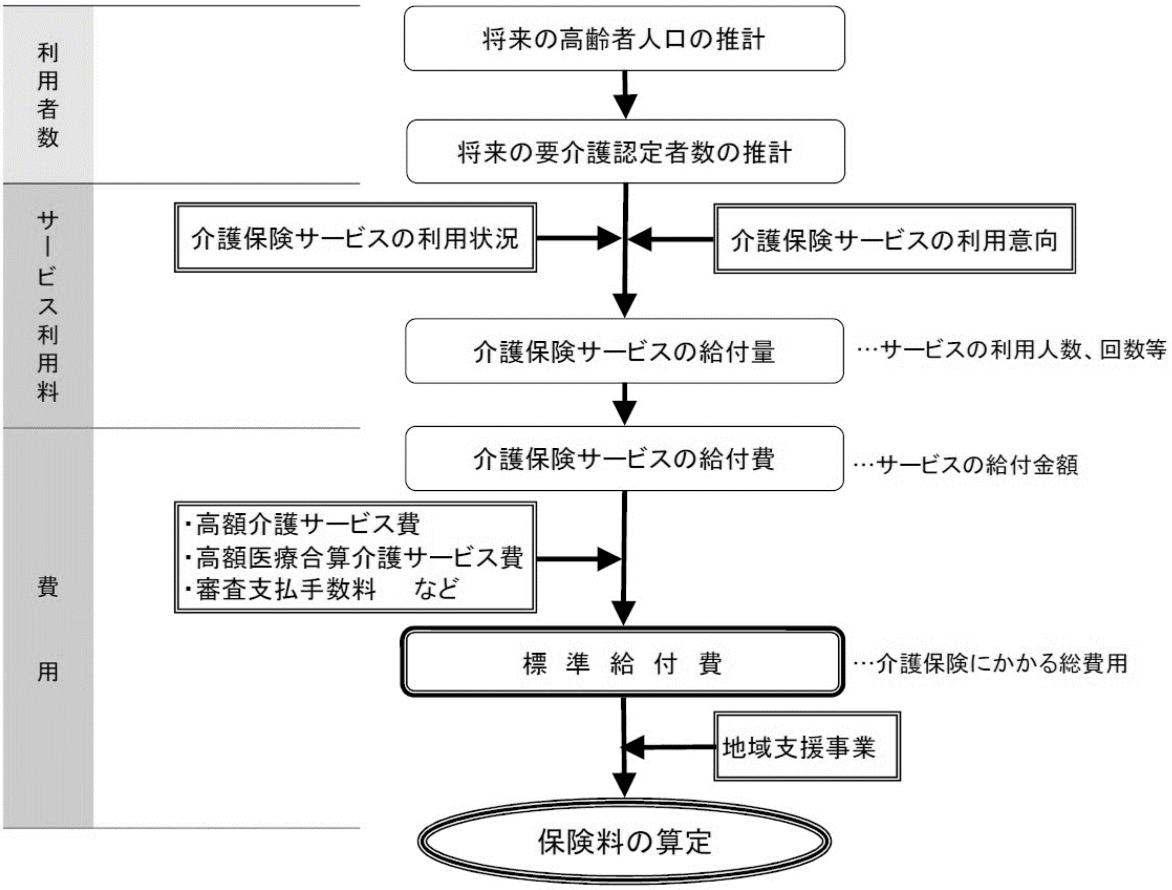

（１）居宅サービスの見込み

①訪問系サービス

家庭を訪問するサービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の５種類のサービスがあります。

訪問介護の利用実績が伸びています。要介護認定者数の増加に伴い今後も伸びると見込んでいます。

また、医療が必要な要介護高齢者や退院後の在宅での生活を支える訪問看護サービスの役割が重要となっています。

令和５年度における訪問系サービスは令和２年度の利用者数と比較して、訪問介護が18.5%の増、訪問入浴は8.7%の減、訪問看護は14.1%の増、訪問リハビリテーションは27.8%の増、居宅療養管理指導は12.0%の増を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成30年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
訪問介護	人　数	114	123	124	134	141	147	148
	給付費	76,242	78,000	82,863	88,383	94,107	99,373	95,918
訪問入浴介護	人　数	28	23	23	18	20	21	20
	給付費	22,189	18,493	18,707	13,185	14,677	15,380	14,677
訪問看護	人　数	74	72	78	80	84	89	87
	給付費	40,829	39,633	43,717	44,142	46,635	49,602	47,595
訪問リハビリテーション	人　数	16	19	36	40	42	46	44
	給付費	6,038	6,855	14,884	14,857	15,684	17,199	16,223
居宅療養管理指導	人　数	75	81	75	76	81	84	82
	給付費	9,178	9,845	8,701	8,903	9,502	9,876	9,631

※給付費は年間累計金額、人数は１月あたりの利用者数（以降の表についても同様）

②通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、通所介護と通所リハビリテーションがあります。

通所介護、通所リハビリテーションともに利用実績が伸びています。要介護認定者数の増加に伴い今後も大きく伸びると見込んでいます。

令和５年度における通所系サービスは令和２年度の利用者と比較して、通所介護が 17.7%の増、通所リハビリテーションは 14.0%の増を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
通所介護	人　数	228	239	226	244	256	266	270
	給付費	206,412	211,684	207,154	218,444	229,709	239,200	240,777
通所リハビリテーション	人　数	168	175	179	187	196	204	208
	給付費	137,293	138,988	141,045	146,387	153,763	160,752	161,895

③短期入所系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療等を行うサービスで、短期入所生活介護と短期入所療養介護があります。

令和５年度における短期入所系サービスは令和２年度の利用者数と比較して、短期入所生活介護が 26.0%の増、短期入所療養介護（老健）は 20.0%の増を見込んでいます。短期入所療養介護（病院等）は利用を見込みません。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
短期入所生活介護	人　数	111	122	104	118	126	131	128
	給付費	162,485	206,080	190,968	209,013	223,823	233,351	225,180
短期入所療養介護(老健)	人　数	9	8	5	5	6	6	6
	給付費	9,298	10,571	11,702	8,736	10,581	10,581	10,581
短期入所療養介護(病院等)	人　数	1	1	0	0	0	0	0
	給付費	937	2,296	0	0	0	0	0

④特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

令和５年度における特定施設入居者生活介護は令和２年度の利用者数と比較して、144.4％の増を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
特定施設入居者生活介護	人　数	11	10	9	22	22	22	26
	給付費	25,420	21,063	19,335	47,438	47,438	47,438	55,924

⑤福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与・購入及び住宅改修は在宅で利用できるサービスです。これらのサービスも利用者が増加しています。

令和５年度における福祉用具貸与・購入、住宅改修は令和２年度の利用者数と比較して、福祉用具貸与が 18.6％の増、福祉用具購入は 42.1％の減、住宅改修は 40.0％の減を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
福祉用具貸与	人　数	398	431	456	492	520	541	546
	給付費	67,030	67,627	70,516	76,653	81,501	85,145	84,293
特定福祉用具購入費	人　数	6	7	19	10	10	11	11
	給付費	1,897	2,023	7,889	3,657	3,657	4,089	4,089
住宅改修費	人　数	5	7	5	3	3	3	3
	給付費	6,110	8,498	5,704	3,248	3,248	3,248	3,248

⑥居宅介護支援

要介護認定者が増加していることから、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、16.7％増加すると見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
居宅介護支援	人　数	686	733	747	797	840	872	885
	給付費	109,615	124,346	130,030	139,225	147,054	152,865	154,199

（２）介護予防サービスの見込み

①介護予防訪問系サービス

要支援者を対象に、家庭を訪問する介護予防サービスには、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の５種類のサービスがあります。

令和５年度における介護予防訪問系サービスは令和２年度の利用者数と比較して、介護予防訪問入浴介護は横ばいで推移、介護予防訪問看護は 10.0%の増、介護予防訪問リハビリテーションは横ばいで推移、介護予防居宅療養管理指導は横ばいで推移すると見込んでいます。

介護予防訪問介護は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防訪問入浴介護	人　数	1	1	1	1	1	1	1
	給付費	820	843	826	767	767	767	767
介護予防訪問看護	人　数	10	11	10	10	11	11	11
	給付費	3,694	4,517	4,679	6,320	6,952	6,952	6,952
介護予防訪問リハビリテーション	人　数	3	1	1	1	1	1	1
	給付費	1,160	578	548	513	513	513	513
介護予防居宅療養管理指導	人　数	4	2	5	5	5	5	6
	給付費	485	246	407	407	407	407	488

②介護予防通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、介護予防通所リハビリテーションがあります。

介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

令和５年度における介護予防通所系サービスは令和２年度の利用者数と比較して、介護予防通所リハビリテーションは 1.7%の増を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防通所リハビリテーション	人　数	66	64	58	56	58	59	63
	給付費	27,833	26,307	24,360	23,119	23,895	24,167	25,951

③介護予防短期入所サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療等を行うサービスで、介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護があります。

令和５年度における介護予防短期入所サービスは令和２年度の利用者数と比較して、介護予防短期入所生活介護は１人の増加を見込み、介護予防短期入所療養介護（老健）及び（病院等）は利用者を見込みません。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防短期入所生活介護	人　数	1	1	0	1	1	1	1
	給付費	393	378	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	204	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	0

④介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウスなどに入居している高齢者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、175.0%の増を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防特定施設入居者生活介護	人　数	3	3	4	11	11	11	11
	給付費	2,276	2,158	2,714	8,546	8,546	8,546	8,546

⑤介護予防福祉用具貸与・購入、介護予防住宅改修

介護予防福祉用具貸与・購入及び介護予防住宅改修は在宅で利用できるサービスです。これらのサービスも利用者が増加しています。

令和５年度における介護予防福祉用具貸与・購入、介護予防住宅改修は令和２年度の利用者数と比較して、介護予防福祉用具貸与が 2.8%の増、介護予防福祉用具購入が 50.0%の減、介護予防住宅改修が 66.7%の減を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
介護予防 福祉用具貸与	件　数	90	99	106	104	107	109	117
	給付費	8,016	9,097	9,397	9,226	9,494	9,670	10,382
特定介護予防 福祉用具購入 費	件　数	2	2	2	1	1	1	1
	給付費	452	400	606	212	212	212	212
介護予防 住宅改修	件　数	3	2	3	1	1	1	2
	給付費	3,430	3,111	4,027	1,178	1,178	1,178	2,849

⑥介護予防支援

要支援認定者が増加していることから、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、4.9%増加すると見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
介護予防支援	人　数	140	145	142	141	145	149	158
	給付費	7,526	7,666	7,609	7,555	7,770	7,984	8,466

（３）地域密着型サービスの見込み

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間の定期的な巡回訪問や随時通報による訪問により、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護や療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

計画期間は利用者を見込みません。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問や随時通報による訪問により、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を行うサービスです。

計画期間は利用者を見込みません。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
夜間対応型訪問介護	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護

夜間において、定期的な巡回訪問や随時通報による訪問により、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を行うサービスです。

計画期間は利用者を見込みませんが、認知症施策を推進するため認知症の普及啓発を図るとともに、必要なサービスが円滑に提供できるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
認知症対応型通所介護	人　数	0	1	0	0	0	0	0
	給付費	0	704	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域において、中度・重度の介護が必要になっても、継続して在宅での生活を支援するため、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」、「泊り」、を組み合わせ、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、４人の増加を見込んでいます。

必要なサービスが円滑に提供できるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
小規模多機能型居宅介護	人　数	14	10	7	9	10	11	10
	給付費	27,132	23,175	12,937	18,410	20,856	22,638	20,856

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者を対象に、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を共同生活の中で行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、10 人の増加を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
認知症対応型共同生活介護	人　数	134	133	121	124	128	131	138
	給付費	380,669	385,541	358,286	367,747	379,728	388,385	409,371

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要なため在宅での生活が困難な方が入所し、入浴や食事等の日常生活の介護や健康管理を小規模な生活単位で行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、19 人の増加を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人　数	19	2	1	10	20	20	20
	給付費	55,188	4,240	2,995	5,989	11,978	11,978	11,978

⑦看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問介護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて行うサービスです。

計画期間は利用者を見込みません。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
看護小規模多機能型居宅介護	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	0

⑧地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

日中、利用定員１８人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、20.6%の増加を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度	令和７ 年度
地域密着型通所介護	人　数	127	137	126	140	146	152	155
	給付費	100, 673	103, 149	101, 322	107, 287	112, 345	117, 840	118, 414

（４）地域密着型介護予防サービスの見込み

①介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者に、介護予防を目的とし、通いながら入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

計画期間は利用者を見込みませんが、認知症施策を推進するため認知症についての普及啓発を図るとともに、必要なサービスが円滑に提供できるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防認知症対応型通所介護	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	0

②介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者の状態や希望に応じ、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」、「泊り」、を組み合わせ、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、１人の減少を見込んでいます。

必要なサービスが円滑に提供できるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人　数	4	2	5	4	4	4	5
	給付費	2,872	1,987	4,269	3,415	3,415	3,415	4,269

③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援者で認知症ある高齢者の方に対し、日常生活を想定して、機能訓練を共同生活の中で行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、１人の増加を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	人　数	4	2	1	2	2	2	2
	給付費	10,464	5,661	2,708	5,416	5,416	5,416	5,416

◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本市では、各サービスについて次のように見込みます。

区分＼年度		単　位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
認知症対応型共同生活介護	合　　計	人数（人/日）	189	189	189	189
	霞ヶ浦中学校区		90	90	90	90
	千代田中学校区		54	54	54	54
	下稲吉中学校区		45	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	合　　計		0	0	0	0
	霞ヶ浦中学校区		0	0	0	0
	千代田中学校区		0	0	0	0
	下稲吉中学校区		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	合　　計		20	20	20	20
	霞ヶ浦中学校区		20	20	20	20
	千代田中学校区		0	0	0	0
	下稲吉中学校区		0	0	0	0

（５）施設サービスの見込み

①介護老人福祉施設

「要介護３以上」の認定を受けた方で、寝たきりなど常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入居し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行うサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、5.2%の増加を見込んでいます。

必要なサービスが円滑に提供できるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護老人福祉施設	人　数	280	295	306	302	302	322	365
	給付費	818,225	854,526	917,954	905,944	905,944	967,737	1,098,187

②介護老人保健施設

「要介護」の認定を受けた方で、病状安定期にあり、入院治療の必要がないが、リハビリ、看護、介護を必要とする高齢者が入居し、看護・医学的な管理の下で、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話などを提供するサービスで、令和５年度は令和２年度の利用者数と比較して、1.3%の増加を見込んでいます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護老人保健施設	人　数	126	139	159	161	161	161	185
	給付費	394,496	442,143	515,726	522,245	522,245	522,245	600,183

③介護療養型医療施設・介護医療院

医療施設（病院）などの介護療養病床において、「要介護」の認定を受けた高齢者の方で、急性期の治療は終わり、病状は安定しているものの、長期にわたり療養を必要とする方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、機能訓練その他必要な医療を提供するサービスです。

新たに介護医療医院が開設される予定のため、移行すると見込みます。

■月あたりの利用実績と利用見込み　単位：人、千円

		第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護医療院（令和７年度は介護療養型医療施設を含む）	人　数	0	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0	1
介護療養型医療施設	人　数	2	2	0	1	1	1	－
	給付費	6,368	7,501	0	1,383	1,383	1,383	－

（６）市町村特別給付の見込み

市町村特別給付は、介護保険法第62条に基づき、市町村が条例に基づいて、介護保険法に定められたサービス以外のサービスを提供するものです。

本市では、在宅で介護を受けている方に、おむつ利用費の支給（要介護１～５の認定の方）と訪問理容・美容サービス費（要介護３～５の認定の方）の支給を行っています。また、本計画から移送サービスの支給を行うこととしています。

給付は要介護認定者の増加に伴い緩やかに増加すると見込みます。

■年間の利用見込み　単位：千円

第７期計画（実績）			第８期計画（見込量）			第９期
平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
13,162	13,518	14,530	30,170	33,187	36,506	44,172

２．介護保険事業の運営

（１）介護保険料算出の流れ

第１号被保険者の保険料の算定は、介護保険事業費の見込みで示した総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業を加えた総費用額のうち第１号被保険者が負担する分（23%）について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

保険料算定の流れ

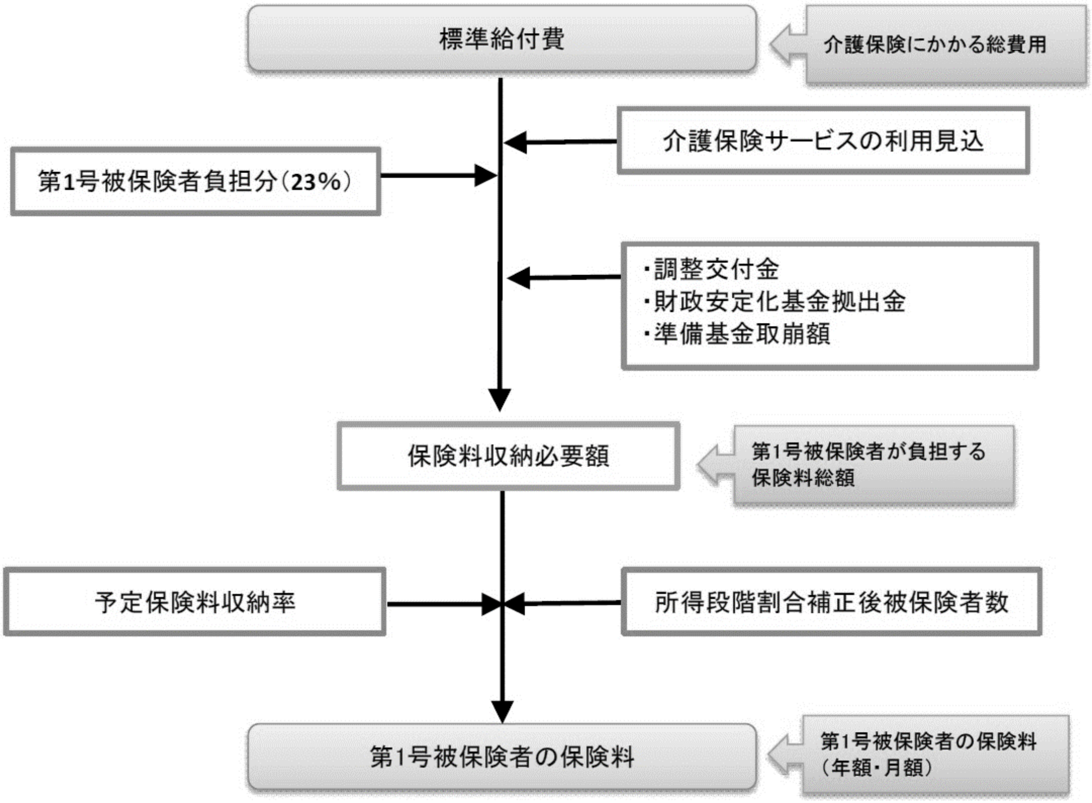

（２）費用の負担割合

この介護保険財源は、公費と保険料とで 50%ずつを負担します。

公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第１号被保険者（65 歳以上）及び第２号被保険者（40～64 歳）が負担します。

■介護保険給付費の負担割合

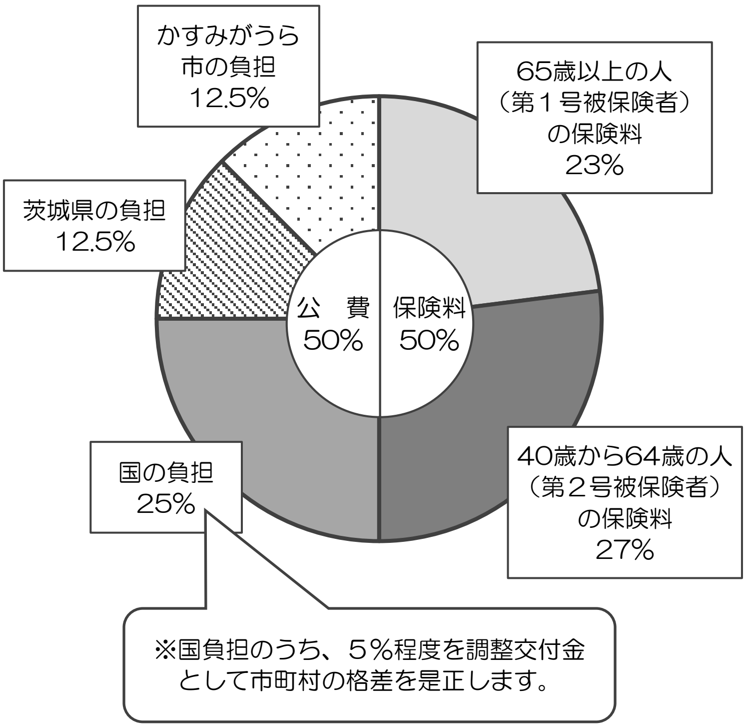

※施設給付については、国 20%（うち、５%程度の調整交付金含む）、茨城県（17.5%）の割合です。

（３）給付費の推計

保険料算定の基礎となる令和３年度から令和５年度までの事業費の見込み（各サービス見込み量にサービス単価を掛け合わせた給付費）は次表のとおりとなります。

■介護給付（要介護１～５）

単位：千円

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
（１）居宅サービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期療養生活介護（老健）				
短期療養生活介護（病院等）				
福祉用具貸与				
特定福祉用具購入費				
住宅改修費				
特定施設入居者生活介護				
（２）地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
地域密着型通所介護				
（３）施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
介護療養型医療施設				
（４）居宅介護支援				
合計				

各推計値につきましては、今後の見える化システム上のデータの更新や、施策反映等に伴い変動する可能性があるため、保険料が確定し次第改めて入力いたします。

■介護予防給付（要支援１・要支援２）

単位：千円

区　　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
（１）介護予防サービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護（老健）				
介護予防短期入所療養介護（病院等）				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具購入費				
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居者生活介護				
（２）地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
（３）介護予防支援				
合計				

■総額（介護給付＋予防給付）

総給付費				

保険料が確定し次第改めて入力いたします。

（４）標準給付費と地域支援事業費の算定

①標準給付費見込みと算定基準額

介護給付費と予防給付費と合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えて標準給付費見込額を算出します。第１号被保険者の保険料を算出する際の算定基準額となります。

３年間合計で約●●●万円になると見込まれます。

■標準給付費見込みと算定基準額　　単位：千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
総給付費	保険料が確定し次第改めて入力いたします。			
特定入所者介護サービス費等給付				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付				
算定対象審査支払手数料				
標準給付費				

②地域支援事業費見込み

地域支援事業費は以下のように見込みます。３年間で約●●●万円になると見込まれます。

■地域支援事業費見込み　　単位：千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	保険料が確定し次第改めて入力いたします。			
包括的支援事業・任意事業費				
地域支援事業費				

（５）第１号被保険者保険料

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用等から構成されます。

令和３～５年度のこれら必要となる費用及び財源から算出した本市の保険料基準額は、年額●●●円（月額●●●円）となります。

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
第１号被保険者数	人				
前期（65～74 歳）	人				
後期（75歳～）	人				
所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｃ）	人				
標準給付費見込額（Ａ）	千円				
地域支援事業費（Ｂ）	千円				
第１号被保険者負担分相当額（Ｄ）	千円				
調整交付金相当額（Ｅ）	千円				
調整交付金見込交付割合（Ｈ）	％				
後期高齢者加入割合補正係数（Ｆ）	－				
所得段階別加入割合補正係数（Ｇ）	－				
調整交付金見込額（Ｉ）	千円				
財政安定化基金拠出金見込額（Ｊ）	千円				
財政安定化基金拠出率	％				
財政安定化基金償還金	円				
準備基金の残高（令和２年度末の見込額）	千円				
準備基金取崩額	千円				
審査支払手数料１件あたり単価	円				
審査支払手数料支払件数	件				
審査支払手数料差引額（Ｋ）	千円				
市町村特別給付費等	千円				
市町村相互財政安定化事業負担額	千円				
市町村相互財政安定化事業交付額	千円				
保険料収納必要額（Ｌ）	千円				
予定保険料収納率	％				
保険料の基準額					
年額	円				
月額	円				

保険料が確定し次第改めて入力いたします。

（６）所得段階における負担割合と保険料

第１号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準月額（第５段階）を 1.0 として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

本市の介護保険料の所得段階は、国が示す基準から細分化し、11 段階とします。

■所得段階別負担割合と保険料（参考：令和２年度所得段階別負担割合及び介護保険料）

所得段階	対象者	負担割合	年額
第１段階	・生活保護受給者等 ・世帯全員が市民税非課税の方で老齢福祉年金受給者等及び前年の合計所得金額※（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	19,080 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.5	31,800 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税の方（第２段階に該当しない方）	基準額 ×0.7	44,520 円
第４段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額（公的年金収入に係る所得を除く）と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	57,200 円
第５段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方（第４段階に該当しない方）	基準額 ×1.0	63,600 円
第６段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が120万円未満の方）	基準額 ×1.2	76,300 円
第７段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方）	基準額 ×1.3	82,600 円
第８段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方）	基準額 ×1.5	95,400 円
第９段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方）	基準額 ×1.7	108,100 円
第 10 段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方）	基準額 ×1.8	114,400 円
第 11 段階	本人が市民税課税の方（前年の合計所得金額が1,000万円以上の方）	基準額 ×2.1	133,500 円

※合計所得金額から、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

３．計画の推進

（１）計画の推進に向けて

①連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、市はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、市民すべてが関わっており、施策・事業を適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

ア　市行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、企画・総務、交通、教育・建設等、様々な行政分野が関わることから、市行政内部の関係各課との連携を強化します。

イ　国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

ウ　関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスをはじめ各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会や民間ボランティア等の関係団体が中心となることから、それらとの連携を強化します。

エ　市民との連携強化

まちづくりの主体は市民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉に関わる市民活動の活性化を図り、連携を強化します。

②推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・市民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

ア　市行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には市行政内部の多くの部署が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

イ　関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

ウ　人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

③計画の進捗状況の点検・評価

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に進めていくためには、市民の意見・要望を十分に反映しながら、社会情勢や高齢者のニーズの変化、事業の実施及び進捗状況の把握を行った上で評価や見直しを行い、状況に適した施策の展開が求められます。

本計画の進捗状況の点検と評価は「かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会」において、次期計画策定時に総合的な進捗状況の点検・評価を行います。

その評価を基礎にしつつ、制度改正や社会情勢の変化に応じた見直しを行うとともに次期計画の取組に反映させていきます。

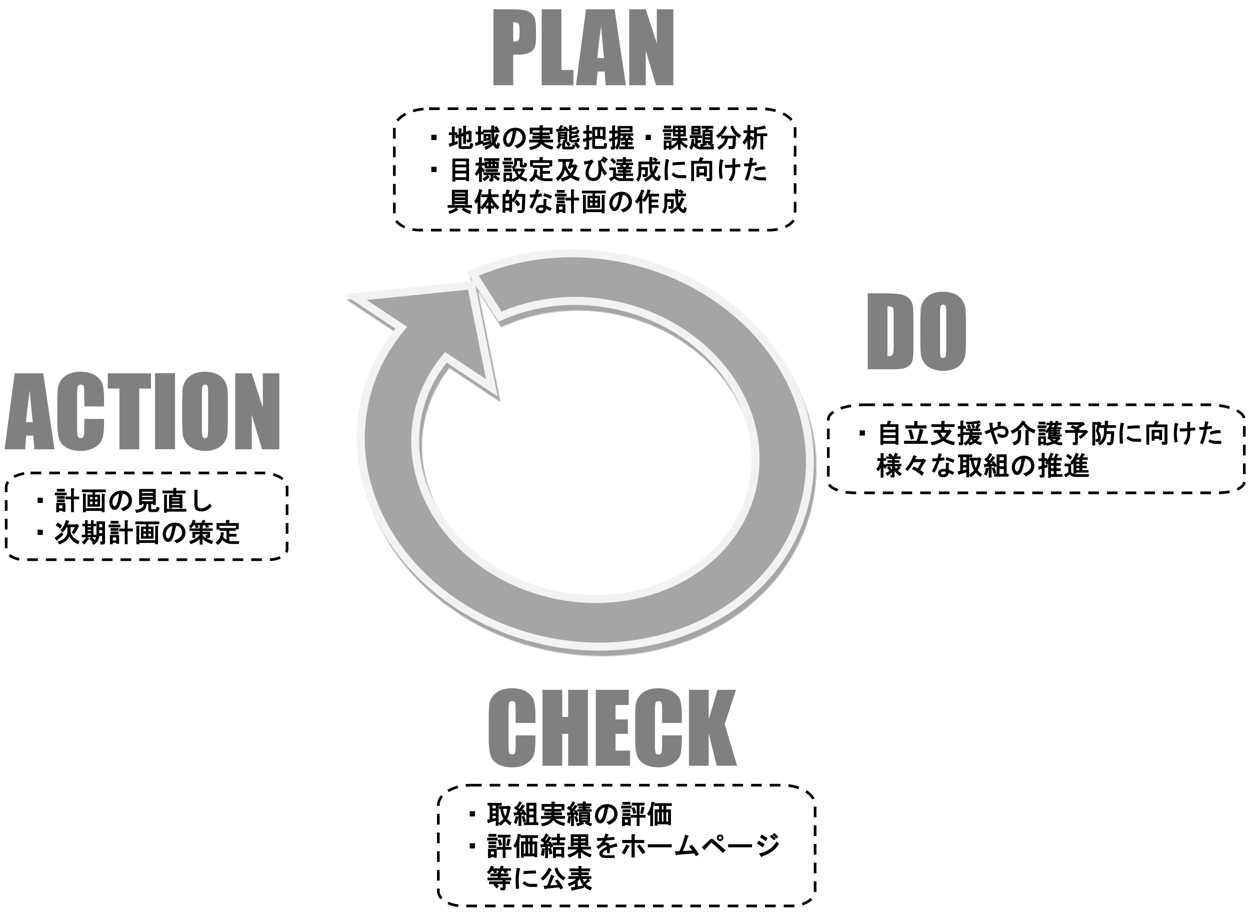

（２）介護保険の円滑な運営に向けて

①円滑な制度運営のための体制整備

ア　ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活を可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について、適切かつ積極的に取り組みます。

イ　介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者に対し、地域支援事業における介護予防や介護予防サービスを実施し、要介護状態にならないよう介護予防事業に積極的に取り組みます。

②利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター等を通じて、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図る等、サービス利用の向上に努めます。

③サービスの質の向上

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、市及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

④保険料の減免

災害等により居住する住宅について著しい損害を受けた場合に、一定の所得基準以下であって、保険料を納付することができないと認められる時は、保険料の全部又は一部を減免措置するものとします。

⑤保険料の確保

保険料は、介護保険事業を健全に運営するための大切な財源であり、その確保に努めます。

ア　口座振替の推進

普通徴収の被保険者については、便利で納め忘れがない口座振替を勧め、収納向上に努めます。

イ　滞納対策の推進

未納額が増えると事業の運営に支障を来すことになります。滞納者については督促、催告のほか、戸別に訪問し介護保険制度の理解を得ることを念頭に徴収に努めます。また、市税等の関係課と連携し、市役所全体での滞納対策に取り組みます。

⑥介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

団塊の世代が後期高齢者の年齢に近づくとともに、在宅介護を支える現役世代の人口が減少していくため、今後、介護サービスの利用が急速に拡大していくことが見込まれます。そのため、これまで以上に介護職員や看護職員、生活相談員などを含めた介護従事者の確保・定着に関する有効な取組が必要となります。

また、高齢者の介護・福祉ニーズは多様化していくため、これらに対応できる介護人材の安定的な確保に加え、資質の向上に努める必要があります。

ア　介護人材確保の推進

ボランティアポイント制度の検討や生活支援員養成研修の実施等により、介護人材の確保に努めます。

①生活支援員養成研修	担当課	地域包括支援センター
訪問型サービスＡの担い手である生活支援員の養成を委託により実施します。		

イ　介護現場における業務の効率化

ロボットセンサー・ＩＣＴの活用を促し、介護現場における業務の効率化を支援することで、介護人材の定着、負担の軽減を図り、介護業界のイメージの刷新につなげていきます。

①文書負担軽減	担当課	介護長寿課
介護現場の業務効率化を支援するため、国や県と連携し、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化やペーパーレス化等を検討していきます。		

②介護現場の取組の周知	担当課	介護長寿課
介護業界のイメージ改善等の促進にあたって、児童・生徒に対する認知症サポーター養成講座や、子どもヘルパーによる施設訪問の実施、介護の魅力について啓発する市民向けパンフレットの配布等を実施します。		

４．介護給付適正化計画

基本的な考え方

介護給付適正化については、これまで４期にわたり各都道府県において計画を策定し、都道府県と保険者が一体となって取り組んできました。また、平成29年に介護保険法の一部が改正され、同法第 117 条第２項第３号及び第４号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされていることから、介護給付適正化計画を策定します。

第８期計画期間における取組について

厚生労働省による「『介護給付適正化計画』に関する指針」では、介護給付適正化の基本的な考え方として、「介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。」と定めており、保険者機能の一環として積極的に取り組むべきものとされています。

本市においてもこの考えを基に、「『介護給付適正化計画』に関する指針」に掲げる主要５事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」に取り組みます。

（１）要介護認定の適正化

①認定調査のチェック・点検

真にサービスを必要とする被保険者を認定するために、認定調査結果についてチェック・点検に努めます。

②格差是正に向けた取組

一次判定から二次判定の重軽度変更率の格差是正に向けた取組を図り、適正な審査判定に努めます。

■要介護認定の適正化

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度見込	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認定調査票の点検件数（件）	1,267	1,313	1,350	1,390	1,430	1,470

（２）ケアプランの点検

①ケアプランチェックの実施

利用者が真に必要なサービス利用のケアプランであるかを確認し、プランの質的な向上を目的としたケアプランチェックを図ります。また、不適切な介護サービス提供の早期発見と居宅介護支援事業者の指導に取り組みます。

■ケアプランの点検

	実績			目標		
	平成30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
点検件数（件）	0	0	20	20	30	40

（３）住宅改修等の点検

住宅改修について、事前調査や事後調査等を行い、利用者の状態と施行内容等を確認し、適切な給付になっているかどうか点検に努めます。

■住宅改修等の点検（訪問調査）

	実績			目標		
	平成30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
住宅改修の点検件数（件）	3	2	2	4	5	6
福祉用具購入調査件数（件）	1	1	2	4	5	6
福祉用具貸与調査件数（件）	0	0	0	2	3	4

（４）縦覧点検・医療情報との突合

①国保連介護給付適正化システムの活用

介護報酬請求の適正化に向け、国保連介護給付適正化システムを活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等に努めます。

■縦覧点検・医療情報との突合

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度見込	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
点検件数（件）	39	45	50	55	60	65

（５）介護給付費通知の送付

受給者あてに介護給付費を通知し、利用しているサービス内容及び費用を確認していただき、過誤請求の発見につなげます。

■介護給付費通知の送付

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和２ 年度 （見込み）	令和３ 年度	令和４ 年度	令和５ 年度
通知件数（件）	0	3,122	9,542	9,820	10,110	10,400

資料編

１　かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会設置要項

平成１７年３月２８日
訓令第４３号

（趣旨）

第１条　この訓令は、かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　かすみがうら市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）を策定するために必要な事項を協議するため、かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　かすみがうら市高齢者福祉計画策定についての趣旨、方針
（２）　かすみがうら市高齢者福祉計画に関する事項
（３）　その他計画策定に関し必要な事項

（組織）

第４条　委員会の委員は20人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（１）　地元医師
（２）　市議会の議員
（３）　社会福祉協議会の代表
（４）　老人クラブ連合会の代表
（５）　民生委員児童委員協議会の代表
（６）　社会福祉施設の代表
（７）　介護保険の被保険者となるもの
（８）　学識経験者

（任期）

第５条　委員の任期は、計画策定に係る事項の協議が終了したときとする。
２　欠員により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は委員長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。
２　会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

（その他）

第９条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成17年３月28日から施行する。

附　則（平成28年３月31日訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

2　かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和２年９月 30 日～令和３年３月 31 日

氏　名	所　属	区　分	備　考
川島　房宣	川島医院　院長	地元医師	委員長
永井　剛	養護老人ホーム　滴翠苑　施設長	社会福祉施設代表	副委員長
色川　卓男	色川歯科医院　院長	地元歯科医師	
中根　光男	かすみがうら市議会　文教厚生委員会 委員長	市議会議員	
設楽　健夫	かすみがうら市議会　文教厚生委員会 副委員長	市議会議員	
石塚　英幸	かすみがうら市社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会代表	
藤井　藤吉	かすみがうら市老人クラブ連合会 会長	老人クラブ連合会代表	
冨田　博美	かすみがうら市民生委員児童委員協議会 連合会　会長	民生委員児童委員協議会代表	
圷　哲也	特別養護老人ホーム 筑水苑かすみがうら　施設長	社会福祉施設代表	
車田　一恵	㈱いっしん　常務取締役	社会福祉施設代表	
狩野　智子	ケアハウスピソ天神　施設長	社会福祉施設代表	
西尾　晴男	かすみがうら市区長会　会長	学識経験者	

かすみがうら　いきいき長寿プラン
（高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画）

発 行 年 月：令和３年３月
発　　　　行：茨城県かすみがうら市
編　　　　集：かすみがうら市　保健福祉部　介護長寿課
住　　　　所：〒315-8512
かすみがうら市上土田 461
Ｔ　Ｅ　Ｌ：（代表）0299-59-2111／029-897-1111
ホームページ：https://www.city.kasumigaura.lg.jp/